

令和 7 年 9 月 4 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

9月4日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	木	藤	創	大	2番	橋	本	由	岐	穂
3番	山	本	優	作	4番	鈴	木	浩	二	
5番	内	田	保		6番	石	垣	菊	藏	
7番	服	部	光	男	8番	藤	井	満	久	
9番	吉	原	一	治	10番	榎	戸	陵	友	

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	山本剛資	総務課長	鈴木和芳
防災交通課長	山下哲矢	企画財政課長	坂本圭志
建設経済部長	田中直之	建設課長	石黒俊光
まちなみ環境課長	田中達也	産業振興課長	奥川広康
水道課長	相川久紀	厚生部長	坂口増和
健康こども課長	伊藤尊人	教育長	高橋篤
教育部長	鈴木淳二	教育課長	富田和彦

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	谷川和亮		

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願ひいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。
それでは、10番、榎戸陵友議員。

○10番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読になりますので、よろしくお願ひいたします。

質問事項1. 小・中学校の不登校やいじめなど教育環境を問う。

全国の令和5年度いじめの認知件数は、小学校が58万8,930件、中学校が12万2,703件、高等学校が1万7,611件で、特別支援学校は3,324件で、重大事態の発生件数は1,306件でした。

不登校児童・生徒数は、小学校が13万370人、中学校が21万6,112人、高等学校が6万8,770人で、いずれも過去最高となりました。

子どもたちが集団で学校生活を送っていれば、何かの形でトラブルが発生するものではないでしょうか。いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、それが不登校の原因にもなり得ます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- (1) 現在、我が町の小・中学校でいじめが確認されているか。確認されているのなら、小・中学校での認知件数をお聞かせ願いたい。
- (2) いじめ対策の取組としてどのようなことをしているか。
- (3) 対策の効果はどのような状況か。
- (4) 現在、小・中学校での不登校生徒数の状況はどうか。小・中学校での認知件数をお聞かせ願いたい。
- (5) 不登校生徒の対策としてどのような指導や教育を行っているか。
- (6) 対策の効果はどのような状況か。

質問事項2. 小・中学校の教員の犯罪防止対策を考える。

名古屋市などの教員グループが盗撮した女子児童の画像を交流サイトSNSで共有したとされ、逮捕された。ほかにも埼玉県、広島県、福岡県の各県でもわいせつな同様の事件が起こった。

教員による性犯罪は過去にも繰り返され、そのたびに自治体が現場の意識改革に取り組んできた。一方で、対策には限界もあり、関係者は予期しにくい防犯対策に苦慮している。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- (1) 現在、本町の小・中学校にこのような事例はないか。
- (2) 文部科学省は、教育委員会に教員を採用する際に、児童・生徒へのわいせつ行為で処分歴があったかどうかについて、国のデータベースを活用することが義務づけられており、該当者には面接で詳細を確認し、慎重に判断するなど、復職を厳しく制限している。本町では検索や確認をされたのか。
- (3) そのほかにも教員免許の失効情報を四半期ごとにまとめた国の官報情報検索ツールを使い、処分歴をチェックする方法もあるというが行われたのか。
- (4) このような事例や犯罪に対して、本町ではどのような対策を考えているのか。
- (5) 日進市教育委員会は9月から、盗撮などから子どもたちを守る目的で、全小・中学生と教員に配付されている学習用タブレットに人工知能（AI）でわいせつ画像を検知するアプリを導入するそうだが、本町でも研究してみてはどうか。

このアプリは、盗撮画像を撮影すると、事前に学習したAIが検知し、削除を促す。学校と市教育委員会にも検出内容や持ち主などが通知される仕組みです。学習用タブレ

ットに導入するのは全国初の試みです。

(6) タブレットをめぐっては、児童・生徒による盗撮が各地で発生しています。愛知県内の中学校でも教室での盗撮がありました。我が町の小・中学校では、携帯電話やタブレットの管理はどのように指導しているのか。

質問事項3. 小学1年生の通知表の意義を考える。

わくわくの夏休みの前に立ちはだかるのは、どきどきの通知表です。しかし、岐阜県美濃市の市立小学校全5校の1年生はどこ吹く風。そうです、通知表を廃止したのです。通知表がないことが絶対によいと断言できるわけではないが、序列が全てではない。自己肯定感を育てて、一人一人のよさが際立つ評価が理想と教育長は語る。発達段階の子どもが競争による劣等感を抱かないよう、勉強や学校生活の楽しさに重点を置き、児童の意欲向上を狙いたいという。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1) 通知表を廃止するきっかけは、市の教育委員会定例会後の意見交換の中で、委員の1人が通知表の意義に疑問を呈し、議論が始まりました。本町では、これまでに廃止について議論されたことがあるか。

(2) 岐阜県美濃小学校の1年生の学年主任の教諭は、幼稚園から上がってきたばかりの子どもたちに成績をつける難しさも苦しさもあった。子どもたちは言葉で伝えたほうが理解しやすいし、励みになると思うと話します。通知表がなくなつてよかつたと評価されるか否か、鍵を握るのは児童を見守る教員です。一度意見を聞いてみてはどうか。

(3) 法令上では通知表を作成する義務はなく、様式や内容の決定権は各校の校長にあるようです。本町において、小学校1年生の通知表を廃止についてどのように考えるか、お聞かせ願いたい。

以上で、壇上の質問を終わります。

再質問は自席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

令和7年度1学期末現在のいじめの認知件数は、小学校10件、中学校3件であります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

答弁をいただきました。

いじめの認知件数ですが、小学校10件、中学校3件ということで、中学校が随分少ないような気がいたします。1学期末の結果のようですが、以前お聞きしたときには、年間の認知件数だったのか、もっと多かったような気がいたします。できましたら比較したいので、各年度ごと、2021年から2024年までの認知件数をお聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

すみません、認知件数、中学校は南知多中学校でよろしいでしょうか。

○10番（榎戸陵友君）

一緒でお願いします。

○教育課長（富田和彦君）

全部でよろしいですか。

それでは、ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

2021年度、令和3年度につきましては、小学校が78件、中学校が13件、2022年度、令和4年度につきましては、小学校が55件、中学校は24件、2023年度、令和5年度につきましては、小学校が79件、中学校は12件、2024年度、令和6年度につきましては、小学校が57件、中学校は21件であります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

いじめ対策の取組といたしましては、教育相談やいじめアンケートを各学期に1回程度行うことや、スクールカウンセラーを活用しています。

また、本町の小・中学校では、小規模校の長所を生かし、児童・生徒の日常生活を多くの大人の目で注意深く観察することや、担任の先生が日記などを確認することで、いじめの有無を含めた児童・生徒の変化をできるだけ早く把握できるよう努めています。

そのほかにも、道徳教育に力を入れ、相手の立場に立った物事の判断の啓発に努めています。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

いじめ対策として様々な取組をされております。安心しました。教育相談、いじめアンケート、スクールカウンセラーの活用などです。また、日常生活における児童・生徒の変化を観察や日記等でいち早く把握できるよう努力をしております。

しかしながら、いじめはなかなか見つけられません。また、なくなりません。早期発見が重要な鍵を握ると考えます。対策の取組の中で、各学期で1回行われるいじめアンケートが気になりますが、どのような結果や効果があったのかお聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

アンケートの結果、効果につきましては、早期発見・早期対応につなげることができたことや、学級や学年の状況を把握し、対策を立てることにつながっていると考えております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

いじめの認知を把握しているということは、児童・生徒と担任の先生の関係性が良好であり、相談しやすい関係にあると考えております。その結果、いじめアンケートや教

育相談で児童・生徒が先生に訴えてくるケースが最も多くありました。これが早期発見・指導につながっていると考えております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

いじめアンケートや教育相談などの対策の効果により、児童・生徒が先生に訴えてくるケースが最も多くあり、早期発見・指導につながると答弁がありました。

しかしながら、ある程度の効果はあるようすけれども、本当の悪質ないじめは表面には出てまいりません。どうかいじめが100%なくなるように真剣に取り組んでいただきたいと思います。

いじめをしない、させない、逃がさない、見逃さないために、取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができるような教育環境を望みます。

先日、中日新聞に平和をテーマにした小・中・高生の作文が掲載されました。その中で、ある少女の作品にいじめに関する部分がありました。

私はいじめを受けたことがある。そのときに私と先生といじめてきた人で話した。そこでいじめてきた人は謝ってくれた。自分を認めてくれたのか、いじめがなくなった。このことから、私は相手を認めればいじめはなくなり、平和になるとを考えているというものでした。いじめ対策の一例になると思いますので、参考にしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-4につきまして答弁させていただきます。

不登校児童・生徒数の定義では、年間30日以上欠席した者となります。令和7年度1学期末現在の不登校の児童・生徒数は、小学校ゼロ人、中学校16人であります。

それ以外に、1学期末現在、欠席30日には達していないものの、登校に対して不安感

を感じてしまっている児童・生徒が小学校で4人、中学校で3人報告を受けております。
以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

不登校の児童・生徒は、1学期現在、小学校が0人、中学校が16人。それ以外にも不安を感じている児童・生徒が小学校4名、中学校3名いるとお聞きしました。1年間ではどのくらいの多くの人数になるのか、とても心配です。

ここで、比較するために2021年から2024年までの年間の小学校と中学校の不登校児童・生徒数をお聞かせ願いたい。中学校は不登校生徒数が多いということを聞きましたので、南知多中学校のみのものもお願いいいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

2021年度、令和3年度につきましては、小学校が14人、統合前の4中学校では15人、中学校全体でも15人です。2022年度、令和4年度につきましては、小学校が13人、統合前の4中学校では13人、中学校全体でも13人。2023年度、令和5年度につきましては、小学校が20人、南知多中学校では30人、中学校全体で32人。2024年度、令和6年度につきましては、小学校が11人、南知多中学校は41人、中学校全体で43人であります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

中学校の場合、不登校生徒数は統合する前の各中学校の総数より、南知多中学校が開校した2023年、令和5年度からの総数は非常に増加しております。今の答弁で、南知多中学校が原因と確信できます。

さて、この中学校は日間賀中学校、師崎中学校、豊浜中学校、内海中学校が統合して

できました。保護者も生徒自身も期待に胸を弾ませ、希望に満ちていたことだと思います。しかしながら、不登校になる確率が非常に高い。今までどおりの学校だったら不登校にならずに済んだかも知れないと後悔している人もいるかもしれません。中には人生を悲観してしまう子もいるかもしれません。本当に統合してよかったんでしょうか。どのようにお考えか、お聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

御質問に答弁させていただきます。

不登校問題は、お子さんの悩みはもちろんのこと、御家族にとりましても深刻な問題です。たとえ一人でも大きな問題だと考えています。しかし、残念ながら解決するための決め手がないのが現状です。

文科省統計では、御質問にもありました、令和5年度で全国で21万6,112人。中学生の不登校は全国的にここ10年以上毎年増加しています。また、原因は検証中ではつきりしていないのですが、全国的にも愛知県でも、特に令和3年度、2021年度から増加の割合が急に上がってしまっています。

確かに南知多中学校統合後の不登校生徒数は増えていますが、統合の影響があるのかどうかははっきりしていません。統合後、小学校の頃には不登校傾向にあった生徒が、クラス替えなど新たな人間関係から学校生活に復帰できたというお子さんが各学年にいるという報告も受けています。

また、不登校には様々な要因が報告され、学校生活に対するやる気が出ない、様々な不安、抑鬱の増加、友達等との人間関係、家庭生活への不安、学業不振などが上げられています。これらが複合的に絡んでいるケースが多く、要因は簡単には特定できません。したがいまして、多感な年代の子どもたちには、学校統合という大きな変化が影響しなかったとは言い切れません。

今心配しているのは、全国統計を見ると、今後注目すべきは小学校からの不登校の増加が顕著であるということです。不登校からの復帰は容易ではありませんから、そういうないようにする早期対応が必要です。この問題は、各小・中学校だけで解決できるものではありません。専門家のアドバイスをいただきながら、本人と共に御家族を支える手立てを皆で考えていかなければならぬと考えています。以上です。

○ 10番（榎戸陵友君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

各小・中学校で登校に対して不安感を感じている児童・生徒がいる場合、担任の先生が家庭との相談活動を行い、その解消に努めます。それでも改善されない場合は、養護教諭の先生や管理職の先生、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、児童・生徒や保護者に寄り添った面談を行っております。

学校に登校できない児童・生徒につきましては、町教育支援センター（リフレッシュスクール）において受け入れを行い、状況に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を継続し、児童・生徒や保護者とのつながりを守ります。

また、南知多中学校においては、通学はできるが、クラスに入れない生徒のために、校内支援センター、通称ミーナルームですが、そちらにおいても同様の支援を行う一方、養護教諭補助員を町単独で配置することで、生徒に寄り添った学校環境の充実に努めています。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○ 10番（榎戸陵友君）

様々な対策をしているということで答弁ありがとうございました。

その中で3点ほど再質問させていただきます。

1つ目は、養護教諭や管理職の先生、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、児童・生徒や保護者に寄り添った面談を行っているとお聞きしましたが、このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの勤務状況をお聞かせ願いたい。

2つ目には、リフレッシュスクールについて稼働状況をお聞かせ願いたい。

3つ目に、不登校やいじめに対応する専門教員、生徒指導担当教員を雇ってはどうかということです。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

1つ目の御質問、スクールソーシャルワーカーの勤務状況につきましては、1日6時間勤務で週に3日の勤務、これは主にリフレッシュスクールでの勤務であります。

スクールカウンセラーの勤務状況につきましては、南知多中学校及び内海・豊浜・みさき・日間賀小学校勤務の方は、基本1日7時間、週2日の勤務、篠島中学校及び篠島小学校勤務の方につきましては、基本1日6時間、週1日の勤務で、各学校を訪問しております。

次に、2つ目の御質問ですが、リフレッシュスクールの稼働状況につきましては、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までであります。

3つ目の御質問、不登校やいじめに対応する専門教員、生徒指導担当教員につきましては、先ほどの答弁において、クラスに入れない生徒のために校内支援センターでの支援の答弁をさせていただきましたが、そこへ新たに校内支援センターへの支援員の配置を今後検討していきたいと考えております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

不登校につきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、本町だけでなく、全国的に深刻な問題で、全ての学校、教育委員会で喫緊の課題としているものでございます。

したがいまして、効果がすぐに現れるものではありませんし、決め手となる解決策があるものではありません。対策の効果、こちらにつきましては、生徒に寄り添った活動などにより、令和6年度においては、リフレッシュスクールに通っていた児童・生徒は7人おりましたが、その中で1人の生徒が学校へ登校できるようになりました。以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

リフレッシュスクールに通っていた児童・生徒7人のうちの1人が学校へ登校できるようになったということで、大きな成果がありました。この要因は何か分かりますか。今後に生かすヒントになるかもしれません。教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

個別の案件につきましては、詳しい中身はお話しすることはできませんが、この生徒、翌年に中学3年生になることもあります。受験も見据えまして、3年生になる4月を目標にして、リフレッシュスクールに通った成果として学校に登校できるようになったと聞いております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

さて、不登校の原因や理由には、学校に係る状況では、人間関係によるもの、学校や部活動、学校の決まり、環境によるものの3つに分類することが可能であります。

そのため、学校が不登校を生まないためにできることは、学業不振とならないように分かる授業を行う工夫や、子どもたちが一人一人役割を持ち、存在感を得られる居場所づくり、また豊かな人間関係を築ける絆づくりを図ることが大切だと思います。今後とも、不登校対策に全ての全教職員の皆様の御協力と努力をお願いしたいと思います。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

現在このような事例はございません。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

本町の小・中学校に事例がなくてほっとしております。

9月2日の新聞には、神奈川県葉山中学校の臨時教員がこの事件で4人目として立件されました。まだ増えるような様相を呈しております。とても残念に思います。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

特定免許状失効者等データベースの活用につきましては、教員を任命または雇用しようとする全ての任命権者等に義務づけられているため、県採用教員につきましては、県教育委員会において確認をしております。

教員の採用は一般的に県教育委員会が行いますので、町において採用することはほとんどありませんが、本年度においてラーニング対応非常勤講師を採用する機会がありましたので、データベースの検索・確認の上、採用をいたしております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

教員の採用については、一般的に県教育委員会において確認をしておりると答弁をいただきました。しかしながら、間違いはあるかも分かりません。

名古屋市教育委員会では、正規教員の採用時に官報情報の検索ツールでわいせつ事案での処分歴の有無をチェックしましたが、法律で義務づけられているデータベースでは確認していなかった。常勤講師や非常勤の教員の採用では、データベース官報の検索ツール等も使っていなかったということで、いろいろな問題が出ております。

こういった問題を受けて、文部科学省は、全国の学校で教員採用の際、データベース

が活用されているか、7月15日に速やかに全国調査する方針を固めました。町当局は、今までに県教育委員会にデータベースを活用したか、再度確認したかお聞きしたい。そして、わいせつ行為で処分された教員が南知多町の小・中学校に一人もいないと自信を持って断言できるかをお聞きしたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

県の教育委員会にデータベースを活用したかどうかにつきましては確認をしております。わいせつ行為で処分された教員は、南知多町の小・中学校には一人もおりません。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、一般的に教員の採用は県教育委員会が行っております。

本年度、町において非常勤講師を採用する機会がありましたが、特定免許状失効者等データベースの活用については義務づけとなっておりますので活用をいたしましたが、官報情報検索ツールにつきましては義務づけとなっておりませんので活用していません。

今後、町において教員を採用する機会がありましたら、官報情報検索ツール、こちらのほうも活用していきたいと考えております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

本町では、7月に愛知県教育委員会より発出された児童・生徒の安全確保及び教職員に対する信頼回復に向けた取組についての通知を受けまして、南知多町教育長名で各小・中学校長へ愛知県に準じた同様の通知を行いました。

通知の内容ですが、1つ目は、愛知県教育委員会教育長のメッセージを全教職員に確實に伝えること。2つ目は、盗撮防止対策をはじめとする児童・生徒の安全確保に向けた学校の取組についてという文書を保護者宛てに配付するとともに、児童・生徒にも学校の取組を周知すること。3つ目は、盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドラインを活用して、教職員の指導を徹底すること。4つ目は、児童・生徒の安全・安心を守るためのチェックリストを使用し、学校としての取組や教員個人としての取組のチェックを実施すること。5つ目は、盗撮等の心配がないよう、教室やトイレ、更衣室などの校内施設の点検の強化を行うこと。この5つの取組について周知徹底するよう小・中学校に指導しております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

愛知県教育委員会より発出された児童・生徒の安全確保及び教職員に対する信頼回復に向けた取組について、今答弁をいただきました。

その中で、1つ目の愛知県教育委員会教育長のメッセージを簡略にお聞かせ願いたい。それともう一つ、5つ目の盗撮等の心配がないよう、教室やトイレ、更衣室などの校内施設の点検の強化を行うことについて、具体的にどのような点検の仕方を考えているか、お聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

愛知県教育長のメッセージの内容につきましては、児童・生徒を狙った許し難い犯罪の発生を受け、学校や教職員全体に対する信頼が大きく揺らぐ事態となった。数多くの教職員が長い時間をかけて築いてきた児童・生徒や保護者との信頼関係が損なわれてしまつたことが残念でならない。そこで、児童・生徒の安全と教職員の信頼回復につなが

る幾つかの取組をお願いすることとした。

皆さん一人一人の誠実で地道な教育への取組が、人を育てる教師という仕事の輝きを取り戻し、信頼を回復する道となる。引き続き、児童・生徒が安心して学び、成長できる学校づくりに協力願いたいというものであります。

また、具体的な点検につきましては、日常の日直による点検に加え、別に四役等の管理職により更衣室等を重点的に見回り、点検を実施しております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

よろしくお願ひします。

みよし市では、市内の中学校で教員による盗撮事件が相次いだのを受け、小・中学校全12校の校舎内に防犯カメラを設置する方針を明らかにしました。更衣室、普通教室、トイレ、それぞれの出入口が見える廊下の両脇に設置し、誰がいつ出入りしたかを記録する。いじめの早期発見や未然防止にもつながるとしています。9月定例議会に計194台で関連費用5,772万円を一般会計補正予算に計上しました。本町でも南知多中学校に設置を検討はどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

みよし市が全小・中学校に防犯カメラを設置するということは聞いております。

本町につきましても、その必要性について今後検討していく中で考えていきたいと思っております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問の2-5につきまして答弁させていただきます。

全国初の試みということありますので、今後、その効果や近隣教育委員会などの取組を参考にいたしまして、導入の検討をしていきたいと考えております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

本町における小・中学校内での携帯電話・スマートフォンの管理につきましては、現在、南知多中学校のみ保護者の申請により所持を認めておりますが、これはあくまで送迎等の連絡手段として使用する理由で許可しているもので、登校後に職員室で教頭先生に預け、職員室に保管し、下校時に生徒が受け取っております。

また、タブレット端末の管理につきましては、持ち帰りを行っている南知多中学校のみが在校中は各自の机で保管しておりますが、その他の学校につきましては充電保管庫にて保管しております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

盗撮の道具としてスマートフォンや携帯電話が使用される場合がありますが、本町の学校では南知多中学校のみが保護者の申請により認められているということで少し安心ですが、どの地区の生徒で何人くらいか。また、タブレットの管理については南知多中学校のみが各自の机の下で保管しているといいますがなぜですか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

携帯電話・スマートフォンにつきましては、10名の生徒が所持を認められております。内訳としましては、内海地区1名、豊浜地区2名、師崎地区1名、日間賀島地区6名の生徒です。

また、タブレットの管理につきましては、南知多中学校におきましては、授業での使用頻度が高いということ、レポート・課題等にタブレットを活用していること、また荒天時等にリモート授業、これは特に日間賀島の生徒が多いと思いますが、そういうことができるよう持ち帰りをしているため、引き出しで保管をしております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

なぜ日間賀島地区の生徒は、スマートフォンや携帯電話の使用を認められている人数が多いのか、お聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

日間賀島地区につきましては、離島から通学していることもありますし、緊急時などに連絡がすぐに取れるように保護者がスマートフォンを持たせていると考えております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

教職員による児童・生徒へのわいせつ行為や盗撮事件が発生すると、教育現場への信頼が大きく揺らぎ、こうした事件は教育者としての倫理観の欠如を露呈し、深刻な社会問題となります。このような不祥事発生の未然防止を目的にガイドラインがあるそうです。

さて、盗撮行為防止のための具体策として、次の4点がございます。

撮影機材の管理、撮影データの管理、教室・更衣室・トイレの点検、ウェブページ、SNSの運用管理などです。このような対策も念頭に入れて、我が町の小・中学校でこのような事件が絶対に起こらないようにしていただくようお願いをいたします。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

通知表の廃止については、これまで議論したことはございません。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

通知表は、児童・生徒の学習状況を本人と保護者に伝え、家庭の理解や協力を得ることを目的としています。したがいまして、たとえ1年生の児童であっても、教員が評定をつけた上で、一人一人の頑張りや課題を伝えていくことが本人の励みになると考えております。

そもそも何のための評価なのか、また保護者に何を伝えていくかを問い合わせ直した上で、教員の意見を聞いてみたいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

考え方にはいろいろありますけれども、美濃市の場合は、1年生の通知表をなくすことに、保護者は、子どものストレスが減る、子どもの学力が把握できるのかなど、賛否両論があったようです。

そこで、市教育委員会では、保護者の不安を取り除くために、7月と12月にある保護者との個別懇談を通知表に代わる機会にしようと考えています。担任の教員が各児童の学習と生活の様子や課題をこれまでより細やかに伝える方針です。学年末には、児童が努力したことを見たが記録した修了証を配る。それにより1年生が褒められたと実感できたら、成績以上に心に残るかもしれません。通知表で評定をつけなくても、一人一人の頑張りや課題は伝えられるのです。発達段階の子どもたちが競争による劣等感を抱く

ことなく、勉強や楽しい学校生活を送れるのではないかでしょうか。ぜひ教員の意見も今後聞いていただきたいと思います。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-3につきまして答弁させていただきます。

小学校1年生の通知表の廃止につきましては、今のところ考えておりませんが、今後、国や県の動向を注視した中で、各学校の考えを聞いて、その必要性について検討していきたいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

小学校1年生の通知表の廃止につきましては、今のところ考えておりませんと答弁がありました。

誠に唐突な質問で驚いたことと思いますが、さて、長野県伊那市の伊那小学校は、1956年度に全学年で通知表を廃止して70年目になります。元教員で、今、校長先生は、通知表によるショックを受ける子どもはないので、前向きな学習ができると話します。

一方で、2020年度に全学年の通知表を廃止した神奈川県茅ヶ崎市の香川小学校では、今年3月に実質配付を再開しました。保護者アンケートで学習成績を数値で示してほしいと声が寄せられ、通知表に近い書面で学習評価を示す方針に転換しました。このように元に戻すことも柔軟な変化と評価されてもいいのではないかと思います。

共通するのは、どうすれば子どもたちのためになるのかということです。美濃市は、来年度は2年生の通知表も廃止する予定です。本町でも小学校1年生の通知を廃止について、各学校でいま一度議論されることを望みます。

本日の一般質問では、南知多町の児童・生徒の学校教育環境の充実についてお尋ねしました。

まず1つ目は、子どもたちが、いじめがなく、誰一人不登校にならない、安心して学習できる学校環境。2つ目が、子どもたちが盗撮など犯罪に巻き込まれない安全な学校

運営と教員管理。3つ目に、夏休みや冬休み前に通知表のない、わくわくの小学校1年生の誕生などです。

私たちの住む南知多町の子どもたち全てが、元気に明るく楽しい学校生活を送り、幸福を実感できるように、町全体で考えていかなければならないと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしますが、本日は7名の質問者ということで、休憩を5分間いたしたいと思っております。

今10時22分、10時27分、細かいですけど、に再開といたします。よろしくお願ひいたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時21分]

[再開 10時25分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、石垣菊藏議員。

○6番（石垣菊藏君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては、通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

質問事項1. 南知多町における小・中学校での水泳授業の現状について質問いたします。

学校のプールで行ってきた水泳の授業は、全国的にプールの老朽化や教員の負担、熱中症に対するリスク、肌の露出への児童・生徒の抵抗感などの様々な要因により、実技授業を廃止する動きが加速しております。

水泳の実技授業については、水難事故防止のためにも、授業で習得した泳ぐ力の向上、その習得した力を継続させ発展させるためにも実技が必要とされ、日本水泳連盟は本年4月に開催された理事会において、教員の負担軽減や屋外プールの老朽化などによって全国的に実技をやめる動きが相次いでいる水泳の授業について、文部科学省に対し、継

続を求めていく方針を決定しています。また、この方針に沿って、地域のスイミングクラブとの連携や、室内プールを新設して複数校で授業を行う案なども提言をしています。

このように全国的に実技授業を廃止している状況もありますので、南知多町における小・中学校での水泳授業の現状について質問をいたします。

(1) 学校の統廃合があつたことによって、南知多町内のプールの活用状況はどのようにになっているのか。

(2) 学校における水泳授業の減少は全国的に見られますが、その最も大きな要因の一つに、プールの老朽化による多額の修繕費や維持管理費の問題があると言われています。南知多町における学校プールの修繕については、どのような計画を持っているのか。

(3) 水難事故から大切な命を守るための授業として着衣泳を教える機会が増えています。南知多町においては、水難事故に万が一遭ったときに、児童・生徒自身が自分の命を守るための着衣泳の実施機会は設けられているのか。

(4) 全国的に水泳授業の廃止、この後ですが、通告書の文書に次の1文字の追加をして訂正をお願いいたします。廃止をする学校が見られ、南知多中学校では既に中学2年生からプール授業が実施されていないが、来年以降についても学校における水泳の実技授業の廃止の検討はしているのか。

(5) 南知多町の小・中学校に屋外プールが設置されてきた背景には、海辺に育つ子どもたちへの水泳力を高める教育や水難事故に遭わないための教育が求められ、屋外プールが設置されてきた経緯があります。

今後、もしも現在のプールの修繕費や建設費の高騰により、南知多町において新たなプールの建設はしないという方向性があるならば、近隣市町の屋外プールの活用についての検討をしてみてはどうか。

質問事項2. 水道料金について質問をいたします。

令和7年3月に南知多町水道料金審議会条例が制定されました。この審議会では、水道料金について検討がなされ、料金の改正などについて町長へ答申されます。

水道は、町民にとって欠くことのできない、なくてはならないものであり、水道供給は維持されなければなりません。昨今の物価や人件費の高騰により、水道料金の改定も避けることができないと考えていますが、生活に直結したものでありますので、審議の内容は広く町民に知っていただくことが大切です。

こうしたことから、水道事業の状況、水道料金審議会及び水道料金の改定に関し、次

の質問をします。

(1) 水道料金審議会は、委員10人以内で構成され、学識経験者と水道を使用する者によって構成されていますが、水道を使用する者はどのように選ばれたのか。

(2) 第1回審議会では、南知多町水道事業の現状分析と課題が議題として上がっていましたが、現状と課題及び対応策はどのようなものがあつたか。

(3) これまでの水道料金の改定はいつあったか。

(4) 第1回審議会で出された南知多町水道事業の現状分析と課題の意見を踏まえて、第2回審議会では料金の改定について、委員からどのような意見が出されたか。

(5) 第2回審議会の資料によると、まず料金改定をしない場合を想定し、予測し、料金改定が必要なことを確認しました。その後、改定率を計算するに当たり、目標を2つ設定しております。1つ目は水道事業において赤字が出ないこと。2つ目は運転資金を確保することができました。料金改定をしなかった場合と設定した目標を満たす場合について、どのような予測がされているのか。

(6) 予測結果を受け、審議会では基本料金の考え方も含め、どのように検討を進めていくのか。

質問事項3. 海っ子バス豊浜・河和線直通路線の復活を望むについて質問をいたします。

南知多町の公共交通の要となっている海っ子バスは、令和5年10月に豊浜から河和駅までの直通路線が廃止となり、その路線は南知多・美浜環状線として再編されて2年が経過しようとしております。

今回の一般質問に当たり、海っ子バス路線の利便性について地域住民からの意見を改めて聞く中で多く寄せられたものが、豊浜地区の住民にとって再編された現状の現在の環状線がとても不便で非効率なので、豊浜から河和駅への直通路線を何とか復活できないのかといった不満の声が多数ありました。

名鉄河和駅を利用する豊浜地区の高校生や大学生の皆様には、時間の選択肢がなくなりことに対する不満に加え、朝のラッシュ時にバスで50分余り、さらに乗り換えて名鉄電車で、遠くは東海市や名古屋市へと通学されており、本来の公共交通に求められる利便性の向上に反する負担を住民の皆さんに強いられています。

私が令和5年12月議会での一般質問において、海っ子バス路線再々編の要望を行ってから、この後の表記が誤っておりますので、これも訂正いたします。「2年が経過しま

したが」を、「2年が経過しようとしておりますが」に訂正します。2年が経過しようとしておりますが、当時の答弁として、新路線の実績を少なくとも1年以上確認した上で、利便性、財政面も踏まえて豊丘経由の豊浜・河和線を運行する路線の必要性について検討していきますとの答弁がありました。

そこで、これまでの検討結果や路線の再々編についての方向性について改めて質問をいたします。

(1)新路線再編で利便性が大きく損なわれたのが、この豊浜・豊丘の住民であり、特に豊丘地区の利用者にあっては、再編前には乙方バス停から豊浜バス停に10分弱で着くところ、再編後では師崎経由で35分あまりの時間がかかることとなりました。これでは公共交通に求められる利便性はどこにもありません。豊丘区民の皆さんにとっては不満そのものです。

そこでお伺いします。

この再編に対して、豊浜・豊丘地区の住民からの苦情や意見を町は把握しているのか。把握しているのであれば、その内容を教えてほしい。

(2)新路線再編後、この後の表記も先ほど同様誤っておりますので訂正をお願いいたします。「2年が経過しておりますので」を訂正します。2年が経過しようとしておりますので、再編後の海っ子バス全路線での運営状況や利用状況がどう変化したのか教えてほしい。

(3)再編後の実績を踏まえた路線再編について、どのような検討をこれまで進めてきたか。

(4)新路線再編前は、例えば豊浜地区内の高浜バス停留所から名鉄河和駅に30分余りの時間で着くところ、再編後には43分あまりの時間がかかることがあります。また、左回り師崎経由でも45分あまりの時間を要しており、せっかく南知多町には学生海っ子バス運賃補助事業があっても、同一の時間帯の電車しか乗れないことや電車の選択肢がないことから、自家用車で当該駅まで送迎をしたほうが便利だとの声も聞こえております。このことから、改めて再編を要望いたしますが、豊丘経由の豊浜一河和間を運行する路線の復活を、豊浜、豊丘地区の住民の皆様を代弁して届けます。

繰り返しになりますが、子育て支援でスタートした学生運賃補助事業が無駄にならないよう、利便性向上を目指した路線の再編成を強く求めるが、担当部局の考えはいかがか。

以上で壇上での一般質問は終わります。再質問がある場合には自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

学校の統廃合によりプールの活用場所を変更したところはございませんが、現在、町内の学校でプールを保有しているのは、内海小学校、みさき小学校、篠島小学校でございます。

内海小学校プールにおいては南知多中学校が、みさき小学校プールにおいては豊浜小学校が、篠島小学校プールにおいては日間賀小学校、篠島中学校がそれぞれ共用しております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊藏君）

町内のプールの活用状況は分かりましたが、意外と複数の学校で共用している状況が確認できましたので、次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

学校プールの修繕計画につきましては、現在、具体的な修繕計画はございません。しかし、施設の利用に当たっては、水泳授業の実施前に行うプール清掃時に目視によりプールの状況を確認しております。

また、水泳授業の実施前後に各1回行うろ過装置の点検結果により、改修や部品の取替え等が必要な場合は、隨時修繕等を実施しております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○ 6 番（石垣菊蔵君）

確認ですが、答弁でもあったように、学校プールの修繕は随時実施しているものの、継続的な修繕計画はなく、質問との関連性があり、言葉も少し悪いですが、場当たり的な対応での応急修繕とも捉えることができます。

これだけ聞くと、今後はプール授業を廃止するとも感じるのですが、教育委員会としてこの学校プールの維持管理についてどのような方向性、考え方をお持ちなのかお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、現状のプールの維持管理につきましては、現在、長期的な修繕計画はありませんが、本町は周りを海で囲まれている地域でもございますので、全てのプールを廃止する考えはございません。ただし、温暖化による校外活動の制約等、危惧されるところでもございますが、将来的には少なくとも1か所は残していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○ 6 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

将来的な方向性として、プールを残すのが1か所となったときには、両島も含めた研究・検討をお願いいたします。

海に暮らし、海で遊ぶ機会に恵まれた環境で育つ子どもたちにずっと住み続けていただきたいと思ってもらえる、そんな視点も加えた学校運営、まちづくりを目指してください。

次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－3 につきまして答弁させていただきます。

着衣泳の実施状況につきましては、篠島小学校及びライフセービングの実習を行っている南知多中学校の一部学年において着衣泳を実施しております。

その他の小・中学校では、日間賀小学校、篠島中学校が座学で着衣泳について学んでおりますが、現在、水泳授業での着衣泳の実習は実施しておりません。

なお、水難事故から命を守るための着衣泳ではございませんが、本町では水泳授業とは別に、夏休み期間中、泳ぐことができない児童を対象に、小学校のうちに泳ぐことができるよう水泳教室を実施しております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

南知多町においては、財政面などの様々な諸条件が厳しい中ではありますが、今年の夏も全国各地で多くの水難事故の報道がされました。本町でも関連する事故が発生しております。少なくとも今実施されている泳ぎが苦手な児童に対する水泳教室は、ぜひとも継続実施をお願いいたします。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－4 につきまして答弁させていただきます。

南知多中学校においては、議員がおっしゃるように、様々な要因から、本年度は1年生を除き2・3年生はプールの授業を実施しておりません。

2・3年生については、プール授業の代わりとして日本ライフセービング協会の方を招き、体育館で水難事故防止のための座学を行う一方、内海海岸でより実践的な体験実習を行っております。

来年度以降につきましては、全学年でプール授業は実施いたしませんが、令和8年度は1・2年生がライフセービング体験を、令和9年度以降は1年生がライフセービング体験を実施する予定でございます。

プールでの水泳授業は廃止いたしますが、本町は周囲を海に囲まれた町であり、身近

に海と接することが多いことから、小学校で泳ぐ力を身につけた上で、中学校3年間ににおいて一度はライフセービング体験を実施することで、水難事故防止のための技量を身につける授業内容へと変更していく予定でございます。

なお、南知多中学校以外の小・中学校につきましては、引き続きプール授業を行う予定でございます。以上です。

○6番（石垣菊蔵君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

学校プールの新たな建設につきましては、修繕費や建設費の高騰はもとより、昨今の気候変動による気温の上昇により、屋外での活動も制限されておりまして、現行の屋外プール建設は、町の財政面や子どもたちや教員の安全面においても大変厳しいものと考えております。

近隣市町では、学校プールを閉鎖し、公共施設や民間施設の屋内プールを活用しているところもございます。また、水泳指導においても民間委託とする方式が取られているところもあります。

こういったことから、本町においても近隣市町の屋内プールの利用を含め、将来的に水泳授業をどのようにしていくか検討する必要があると考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

改めて確認します。

他市町、特に5市4町での民間施設や学校プール以外での公共プールの活用状況が具体的に分かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

5市4町におきまして、一部でもスポーツクラブや大学のプールなど、民間のプールを利用している市町は、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、美浜町の6市町で、市民プールなど公共プールを利用している市町は常滑市、阿久比町、武豊町の3市町であります。したがいまして、5市4町では、いずれの市町も一部の学校において民間プールまたは公共プールを利用することになります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

近隣市町のいずれも、学校プールの単独所有や維持管理が厳しい現状にあることは理解できましたが、本町においては公共や民間プールも利用できない現況もありますので、少なくとも小学校での水泳教室の継続実施を望むところでございます。

近年の異常気象による体育授業の活動環境も厳しくなっていることは理解できますが、児童・生徒それぞれ得意・不得意もありますので、子どもたちの健全育成と水難事故防止のため、体育授業の1種目として水泳授業の継続をお願いいたします。

また、子どもたちの中には、保育園児からスイミングスクールに通い、特に小学校高学年にはタイムを競うレベルにまで上達する児童もおられます。このような子どもたちの夢を伸ばすのも教育だと思いますので、学校での水泳授業ができなくなった場合には、近隣市町の公共プールでの授業や、自らの意思でいつでも練習するためのプール券助成など、継続して活動しやすい環境への対応も検討していただくとありがたいと思っておりますので、要望をしておきます。

次の質問事項2番の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

審議会委員は10名で、そのうち学識経験者1名を除く9名は、水道を使用する町民の参画を広く促すため、町公式ホームページで公募いたしました。その結果、1名の応募がありました。

残る8名については、町内5地区と日間賀島を経由し、水道を供給している西尾市佐久島地区から住民代表として各1名ずつ計6名を選任いたしました。

加えて、本町の基幹産業である水産業と観光業は、水道の大口需要者であり、水道料金改定が事業経営に与える影響も大きいことから、それぞれ関係者の代表として各1名ずつ計2名を選任いたしました。以上です。

○6番（石垣菊蔵君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

現状と課題及び対応策につきましては、現状分析のまとめとして、主に3つの項目に整理しております。

まず1つ目の経営環境についてでございますが、過去10年間で水道利用人口が18%減少し、それに伴い給水収益も23%減少しており、安定した経営を維持することが困難な状況となっております。この課題に対応するため、引き続き審議会において料金水準の適正化を検討してまいります。

次に、2つ目の施設と管路についてでございます。

水道施設の老朽化が進んでおり、取得価格ベースで約2割の施設が整備後40年以上経過しておりますが、令和6年度の管路更新率は0.16%と非常に低い水準にとどまっています。この課題に対し、施設の老朽化状況を的確に把握し、必要な更新投資を計画的に推進してまいります。

最後に、3つ目の財政についてでございます。

現在、水道料金だけでは事業運営に必要な経費を貯い切れない状況となっております。この課題を解決するため、料金水準の適正化に加え、国や県からの補助金、南知多町と西尾市からの補助金など外部財源の確保を図ってまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

水道料金以外の財源確保のための各種補助メニュー等々の情報収集や外部財源の要望、要請をしっかりとお願ひいたします。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

消費税率の引上げに伴う水道料金改定を除きますと、半島部では直近で平成13年度に愛知県営水道料金の値上げ及び老朽管更新事業の財源確保のため、水道料金の値上げを実施しております。

一方、離島部では、平成9年度に水道料金の値上げを実施した後、半島部との料金の格差を是正する目的で、平成17年度及び平成20年度において段階的に離島部の水道料金の引下げを実施しております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

半島側では、平成13年度以降24年間料金が据え置かれていたということで、審議会でも質問があったかと思いますが、なぜこれまで料金改定をしてこなかったのでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

御質問に対し答弁させていただきます。

経済状況の悪い時期であったため、値上げを極力しないよう工事を引き延ばして後回しにするなど、経営努力により何とか維持してまいりました。全国的に見ても同様の状況がありました。

その中でも、町水道事業としては、最低限の主要な管路の耐震化工事は進めており、非常災害時における主要施設への水供給ができなくなるリスクは軽減するよう努めてまいりました。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

分かりました。

やはり経済情勢や人口減少による水道利用人口が減ると収入も減り、経営努力によるものだけでは水道料金が維持できなくなっていることは、南知多町だけに限らず全国的なものであり、その中でも非常災害時の備えをしながらリスク管理をしてきた、そんな答弁だったかと思います。

しかしながら、水道料金が今後は上がるとしても、激変とならないよう慎重な審議をお願いし、次の答弁、お願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

委員の皆様からは、短期的な収支の収益性と水道事業全体の持続可能性と安定性を支える資金残高、いわゆる運転資金として確保しておくべき現金や預金の額といった2つの重要な財政指標を踏まえた御意見がございました。

主な御意見としては、収益的収支が赤字を継続する場合、水道事業の運営にどのような影響が生じるのか、資金残高の適正額は幾らか、また預金を取り崩せば水道料金の改定率を抑制できるのではないかといったものがございました。

そのほか、今回の料金改定の時期は令和8年10月を見込んでいるとのことであるが、今後は5年後または10年後など、定期的に料金改定を行っていくべきかというような御意見がございました。以上です。

○6番（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

まず、料金改定をしない場合を予測した結果、収益的収支が赤字を継続する見込みであり、資金残高は令和14年度に枯渇するため、健全な事業運営を継続することが困難な状況となるおそれがあります。

次に、料金改定を実施する場合の条件整理としまして、改定間隔を5年と10年の2パターンで試算し、それぞれについて2つの経営目標を設定しました。

議員が言われるように、1つ目は水道事業の健全経営を維持するため、継続して収益的収支の黒字を確保することあります。2つ目は事業運営上、運転資金を常に確保する必要があるため、資金残高を給水収益の6か月分確保することを目標といたしました。

この2つの目標を5年後または10年後まで維持するために必要な料金改定率を予測した結果、5年後まで維持するには全体で約29%、10年後まで維持するには全体で約39%の料金改定が必要と算定されました。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

確認です。

この2つの経営目標を満たすために、5年と10年の2つのパターンの改定間隔で予測がなされたとのことですが、第2回審議会では最終的にどのような審議結果となりましたか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

御質問に対し答弁させていただきます。

現状のままでは事業経営が難しくなることから、料金改定が必要であるとの判断をいたしました。

次に、改定間隔を5年とした場合と10年とした場合を比較し、急激な料金の増額による住民負担を減らすため、定期的な料金の審議及び見直しを行うという条件の下、改定間隔を5年とし、全体で約29%の改定とすることとされました。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○ 6 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

10年後の水道事業や経済がどのような状況になっているのかについては、なかなか判断ができないことがあっての5年という議論となつたのかと思います。5年間隔であつても、10年間隔であつても、安定した水の供給ができることが必須条件であると考えますので、今後も住民の皆さんに対し、水道事業の現状と課題、その解決の経緯などについて、分かりやすい言葉をもつての周知、よろしくお願いをいたします。

次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

基本料金の在り方につきましては、水道事業の安定的な運営と利用者間の公平性を保つ観点から、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

つきましては、第3回審議会において、基本料金と使用料に応じて課される従量料金の最適な収入割合や口径に応じた負担の公平性、水道事業の固定費の適切な負担方法、さらには社会的な公平性への配慮といった多角的な視点から委員の皆様に議論いただく予定でございます。

水道料金見直しに当たっては、審議会の検討結果を踏まえまして、町民の皆様に御理解いただける料金体系を構築してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○ 6 番（石垣菊蔵君）

新しい料金体系を検討するに当たり、比較的水道使用量の少ない方、いわゆる基本料金内で生活をしている利用者はどのぐらいですか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

御質問に対し答弁させていただきます。

令和6年度について申し上げますと、1年間を通じて水を利用されていて、標準的な口径13ミリの御家庭を集計しますと5,651件あります。このうち、基本料金のみの件数は1,064件でございました。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

水道事業会計は、既に厳しい財政運営に直面していることもあって、今回、水道料金の審議会での議論がスタートし、料金改定は喫緊の課題だと認識できました。また、この会計がどのような財源確保の努力をしているかも再認識させていただきました。

これからも上水道の町民への安定供給のため、住民の皆さんに御理解いただけるようしっかり審議をしていただく中で、水の安心・安全と基盤整備を含めた経営改善が図られるようお願いをしておきます。

その中で1点だけ要望をいたします。

基本料金について検討をお願いいたします。答弁にあるように、標準的な世帯の約2割が基本料金内、1か月の使用水量10立方メートル以下です。少子高齢化の進む南知多町にあっては、高齢者世帯や単身世帯、施設入所など、様々な理由により開栓をしたままの世帯についての基準の引下げをどう考えるか。また、その反面、別荘的に利用されている町外の方、いわゆる家屋敷課税者等の少量使用者も同等に考えるかなどについても、審議会で議論を深めていただくことをお願いしておきます。

次の質問事項3の答弁、お願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁をさせていただきます。

本町では、毎年実施している海っ子バス利用者アンケートやタウンミーティング、昨年度の町民アンケート、さらに利用者から防災交通課への直接の電話や面談等により、多くの御意見を把握しております。

代表的なものとして、豊浜地区からは河和まで時間がかかり、不便。朝の通学時間帯

に電車との接続が悪く選択肢が少ないと認め、高校生を河和駅まで送迎せざるを得ない。豊丘地区からは、豊浜の病院や役場に行くのに師崎経由となり時間がかかり過ぎるなどの声が寄せられております。これらの意見の中には、豊浜線の復活を求めるものも多く含まれております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

担当部局にも住民からの要望や意見が届いているということですので、再々編に期待しつつ、次の答弁、お願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

続きまして、御質問3-2につきまして答弁をさせていただきます。

令和5年10月の年度途中に路線再編を行ったため、令和5年度の決算におきましては、旧路線と新路線が混在している状況となっております。このため、比較の基準を明確にするために、旧路線で1年間運行した令和4年度と、新路線で1年間運行した令和6年度の決算数値を用いてお答えをさせていただきます。

運営状況につきましては、公共交通対策事業の一般会計における町負担額で比較しますと、令和4年度が1億477万1,800円、令和6年度が6,387万3,918円となり、約4,089万8,000円の改善となりました。

利用状況につきましては、利用者数が令和4年度の21万4,251人から令和6年度は26万3,488人となり、約4万9,000人の増加となっております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

路線再編による運営状況や利用状況につきましては大きく改善されておりますが、この原因の分析はされておりますか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

御質問の改善要因につきましては、知多バス撤退に伴い、従来同社を利用していた方が海っ子バスへ移行したこと、中学校統合による生徒の利用者数の増加が上げられます。

また、運営面では、利用者増に加え、運賃見直しによる収入増、国からの補助金増額、知多バスへの減収補填補助金の廃止など、複数の要因が重なった結果と考えられます。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊藏君）

空気を運んでいると随分な言われ方をしていたバス路線ですが、利用者の大幅増や運営状況が改善されたことは大変喜ばしいことです。これに加えて、電車への接続や利便性が向上されるよう再々編されれば、さらに利用者の増につながるかと思いますので、よりよい事業としていただける検討を進めてください。

次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

では、御質問3-3につきまして答弁をさせていただきます。

昨年10月をもって路線再編後1年が経過し、その時点において運営状況や利用状況が改善傾向であることを確認しており、改善された費用の一部を財源に充てる前提で、課題に対する対応策を検討してまいりました。

具体的には、豊浜・豊丘間のピストン輸送、環状線の路線形状の見直し、デマンド交通、公共ライドシェアなどを検討し、今年度実施のAIオンデマンド交通実証事業につながっております。以上です。

○6番（石垣菊藏君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

続きまして、御質問3－4につきまして答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも回答したとおり、今年度はA I オンデマンド交通の実証事業を行います。この実証事業の結果を踏まえ、限られた財源の中で、より利便性が高く持続可能な公共交通となり得る施策を選択し、導入する必要があると考えております。

豊浜線の復活に関しては、住民の声や高校生の通学実態を踏まえれば、有力な候補の一つとして前向きに検討してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

有力な候補というお話をいただきました。

仮に豊浜線復活を実現しようとする場合、必要な手続や期間等を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁させていただきます。

新路線運行のための手続については、タウンミーティングの開催、関係機関との調整を実施しまして、新路線案を町地域公共交通活性化再生協議会で協議し、承認を得た上で、愛知運輸支局へ届出を提出いたします。この手続に要する期間は、おおむね1年間を見込んでおります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

分かりました。

今回で2回目となります、豊丘経由の豊浜一河和間を運行する路線の再々編の方向性について改めて質問をいたしました。

町当局へ一步前に進んだ答弁をいただけたこと、地区住民の代わりにお礼申し上げま

す。ありがとうございました。

冒頭でも述べましたように、再編前には海っ子バスを利用していたのに、また学生海っ子バス運賃補助事業制度が再編後にスタートしたのに、そんな利用そのものが不便になる真逆の再編で、何のメリットも利便性も考慮していない改悪であるとのことから、バス通学をやめる学生も現実にあって、不満の声が日に日に大きくなっていましたので、今回改めて豊浜・豊丘の区民の声を再質問としてこの場に届けたものでございます。

これから再々編に向けては、各種手続や課題等々あるかと思いますが、中学校の統合もあり、学生運賃補助で交流、行動範囲の拡大、部活動の移動にも利用され、再々編が実現すれば、豊浜・豊丘地区の高齢者の免許を返上された皆さんのがさらなる利便性、利用の拡大にもつながりますので、この再々編がしっかりと完結できるよう最大限のお力添えをお願いし、私の一般質問を終わります。どうかよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊藏議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 11時13分]

[再開 11時20分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、3番、山本優作議員。

○3番（山本優作君）

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では一般質問通告書の読み上げをさせていただきます。

大きな質問事項は1つのみです。

質問事項1. 豊かな海を取り戻すために。

伊勢湾、三河湾においては、海がきれいになり過ぎたことにより、窒素やリンといった栄養塩が不足し、歴史ある愛知の漁業が大きな危機を迎えていました。こうした状況に対し、2017年度には愛知県漁業協同組合連合会から愛知県に対し、栄養塩の濃度回復等を期待する要望書が提出されました。その後、県は社会実験やパブリックコメントの結

果を受け、栄養塩類の増加を前提とした制度の見直しについて、国への働きかけを強めていくことで、県民の期待に応えていくと表明しました。

海の栄養塩不足に関しては、昨年9月と今年3月に吉原一治議員より一般質問が行われたばかりではありますが、その後6月に、地元選出の横田たかし県議会議員が県に一般質問を行い、その際に三河湾の類型指定について、現在、将来の水質予測等を行う調査事業を実施しており、本調査の成果を基に今年度中をめどに見直すこととしておりますという県の回答が新たに得られました。

この回答の中の三河湾の類型指定を見直すとは、三河湾にこれまでより多く栄養塩を放出できるようにするという意味であり、豊かな海を取り戻したい県内の漁業関係者の皆さんのがずっと待ち望んでいた回答であります。そして、伊勢湾の類型指定を管轄している国より先に、県が三河湾の類型指定を見直すということは、県としても豊かな海を取り戻したいという国に対する強い意思の表れであります。

本町は、三河湾に影響する施設として、日間賀島の汚水処理施設を運営しています。今回の県の英断に対し、また地元の漁業関係者からの熱い期待に対し、本町がしっかりと応えることができるかを確認するため、以下の質問をします。

(1) 日間賀島の汚水処理施設において、現在の県の上限値に近い量のリンを放出していることは既に把握している。このような運用を続けてきた中で課題となっている点や改善すべき点はあるか。

(2) 仮に排出基準が緩和され、リンの放出量が増やせるとしたら、どのような対応ができるのか、また課題やメリットは何か。

(3) 本町が新しい基準に対応するため、汚水処理施設の更新は必要となるか。また、その費用負担はどうか。

(4) 伊勢湾及び三河湾の環境基準の類型指定の見直し及び次期総量削減計画の策定に向けて、町はこれまでどのように国や県に働きかけたか。また、今後はどのように進められるか。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

日間賀島浄化センターにおきましては、海中における栄養塩を増やし、豊かな海を取り戻すため、水質汚濁防止法や愛知県のリン含有量に係る総量規制基準を遵守しつつ、放流水におけるリン濃度が増加するよう運転しているところでございます。

現在のところ、この運用による特段の課題や改善すべき点はございません。以上です。

○3番（山本優作君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

愛知県の総量規制基準が見直され、窒素やリンの放出量が増やせる場合、処理工程のうち凝集剤の投入量を減らすことで、リンの放出量を増やすよう対応してまいります。

課題としましては、凝集剤が少なくなると汚水の汚泥濃度が上昇し、ろ過装置の汚れが増えることで、逆洗というろ過装置の汚れをきれいにする処理工程の回数または時間の増加が見込まれます。

メリットといたしましては、放流できるリンが増えることにより、豊かな海を取り戻す対策の一つになることと、凝集剤の費用の削減が見込まれることがございます。以上です。

○3番（山本優作君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

基準が緩和されても、リンを除去するために投入する凝集剤のコントロールは現在の設備でも実施できますので、日間賀島浄化センターの設備更新をすることなく対処できると考えております。

しかし、運転管理につきましては、ろ過装置をきれいにする処理時間を増やしたり、経験のない基準で管理するため、安定的な管理が見込まれるまでは、放流水の水質をこれまでよりも注意して監視するなど、費用負担は増加する可能性はあります。以上です。

○3番（山本優作君）

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

町としましては、伊勢湾・三河湾の水質改善と漁業資源回復の重要性を深く認識し、課題に対してこれまで取り組んだ主なものを申し上げます。

まず、令和4年9月26日開催のきれいで豊かな海に係る現地調査において、環境省・水産庁職員と知多郡内関係漁協との意見交換に参加し、栄養塩の早急な対策の必要性を共有してまいりました。

翌10月より5回にわたり、町職員が愛知県栄養塩管理検討会議の構成員として、漁業生産に必要な栄養塩濃度の検証と議論を行っております。

また、町長も、栄養塩不足によるノリの色落ちやアサリなどの減少を強く危惧する中で、全国市町村水産振興対策協議会会長として、令和5年度から直接手渡しにて政府へ要望書を提出しております。

そして、県町村会定期総会や自由民主党愛知県支部連合会への要望においても、海域の類型見直しの必要性と下水処理場での管理運転の継続を要請しているところであります。

今後の見通しとして、県からは、三河湾の類型指定について、調査業務の成果を基に今年度中をめどに見直す予定との横田県議会議員の一般質問にて回答を得ております。これは、総量削減計画の緩和につながる大きな動きであり、漁業者の皆様にとって明るい兆しと受け止めております。

町としましては、次期総量削減計画により排出基準が緩和された場合、日間賀島浄化センターにて適切に対応できるよう、国・県・漁業者・観光業者、そして地域住民との情報共有を図りながら、栄養塩供給の取組を着実に進めてまいります。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○3番（山本優作君）

これまで多くの調査や会議に積極的に参加していただき、また多くの要請活動をしていただいたこと、誠にありがとうございます。

私が質問させていただいた課題に対する町の基本的な姿勢と目指す姿をお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

町の姿勢を示せという質問でございますので、私から答弁をさせていただきます。

栄養塩は、海の食物連鎖を支える基盤でございまして、水産業の皆様方にとっても極めて重要な要素であると、そういう認識の下で議員の質問に答えてまいりました。

本町は、水産物を安定的に生産、そして供給できるように、それを確保することで漁業者の皆様方が期待と意欲を持って稼働していただける、そんな環境、そんな状況をつくり出すのが基本でございまして、町の重要課題と位置づけているところであります。

これまで愛知県漁業協同組合連合会並びに南知多水産振興会の皆様方をはじめとして、関係各所の方々と共に一緒になって栄養塩不足に対しての解消を進めてまいりました。

今後も漁業関係団体や各市町と連携を深めまして、漁業生産に必要な、そして環境に的確なリン・窒素などの供給が図られることで、美しくきれいな、豊かな海の実現に向けて、国・県への要望などを全部併せまして、積極的に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

我々の大切なこの海でございますので、将来世代に引き継ぐために、持続可能な漁業環境の保全に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○3番（山本優作君）

町長じきじきに答弁していただき、誠に感謝を申し上げます。

今回の一般質問によって、もし栄養塩の放出量が増やせるようになれば、まず設備・施設の面では、今の浄化センターのままで設備の更新をせずに対応できるということや、あと運用の面におきましては、投入する薬剤の量を減らすことや、あとはろ過装置をき

れいにする、処理を追加するという形で対応できるということが確認できました。

ただし、新しい基準での運用が安定するまでの間は試行錯誤の運用となりまして、一時的に現場の負担が増える可能性があります。本町としましては、基準変更の対応の準備は整っていると言っても差し支えないということが確認できました。

この栄養塩の取組について振り返ってみると、2017年に愛知県の漁業協同組合の連合会が県に要望書を提出したことで始まったこの取組でありますけれども、今年度になってようやく実を結び、基準の見直しが実現するに至りました。私自身が町議会議員になる前から進められていたこの努力が形になったことに対して、大きな意義を感じております。

役場の下から海側の国道までの都市計画道路の開通においても、とても長い年月を要しましたけれども、町議として携わる案件は短期間でのよい結果を得ることができないことが多く、目標に向けて諦めずに取り組み続けていくことの重要性を改めて実感しました。

そして、このような成果を得るまでに、とても多くの方の協力と努力があったことも決して忘れてはいけません。本日、傍聴席にお越しいただいている町内の漁業協同組合の皆さんや、本町の石黒和彦町長と職員の皆様、また町議会議員の皆さん、地元選出の国会議員の現復興大臣である伊藤忠彦先生、地元選出の県議会議員の横田たかし先生たちと、しっかりと目標意識を共有しながら、本町の漁業振興に尽力していきたいと思います。

今回の県の基準の見直しと、それに伴う本町や県内のほかの自治体の対応が、愛知県に豊かな海を取り戻し、漁師の皆さんが明るい希望を持って漁業を続けられる要因になって、さらに今後、本町における漁業、水産加工業、観光業の発展につながることを心から祈りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 11時37分]

[再開 11時45分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

壇上においては、通告書の読み上げでお願いいたしたいと思います。

それでは、3つの質問をさせていただきます。

質問事項1．先日行われた町議会選挙の投票率の問題について質問させていただきます。

町民の声が広く届きやすい選挙・投票制度にするために。

6月22日の南知多町議会議員選挙の投票率は61.49%で、前回選挙70.33%よりも約9%も下がりました。町の選挙管理委員会も、60%台になったのは初めてだとの認識を示しました。その原因は様々あると思われます。私たち議員も反省すべきだと思います。

知多半島で唯一選挙公報がない町であります。投票日当日でも、今日は投票日だと知らないかった人もいました。有権者の声が届きにくくなることは問題であります。選挙管理委員会にも申し入れてきましたが、町としてもその改善を求めて、以下、質問をいたします。

(1)選挙管理委員会の執行事務の中には、選挙に関する啓発、周知等に関することがあります。

私は、6月26日、選挙管理委員会に電話し、周知に関する啓発宣伝カーの運用について確認をしました。選挙管理委員会は、今回の南知多町議会の一般選挙では、町選挙管理委員会専用の公用車は確保せず、専用公用車での定期的な啓発宣伝はしなかったと答えました。町は、専用公用車での宣伝をしなかったことをどう考えますか。

(2)障害者の方で、私は車椅子だから投票に行かないなどの声も聞かれました。

現在の各地区の投票所は、その地区の有権者の方々にとって足を運びやすい場所になっているでしょうか。特に、高齢者や障害者の方へ投票しやすい工夫を検討する必要があると考えます。車椅子の方への配慮は、サポート車の配慮も含め、どのように各投票所で対応をしておられたのでしょうか。

(3)公正・公平・利便性の観点から、現在の投票所の数と場所の設定にも問題があります。

現在、豊浜地区には高浜、中村、中洲に3か所の投票所がございます。有権者人口は、

豊浜全体で2,851人です。高浜766人、中村1,471人、中洲614人で、それぞれ一つの投票所となっております。

しかし、内海地区には以前3か所あったものが、今は有権者人口3,012人もあるのに、南知多中学校の1か所だけであります。両島についても同じく、過去2か所あったものが1か所になっております。

有権者人口の高齢化を考え、その地域に合った投票場所と位置と数を再考すべきと考えますが、どうでしょうか。特に、有権者が多い内海地区には3か所必要と考えますが、いかがですか。

(4) 現在の投票所は、片名地区では再配置計画で廃校になっている旧師崎中学校、中洲地区では旧中洲保育所が利用されております。山海地区は、松原区集会場に今回はなってしました。駐車場も狭い、山海地区も駐車場も広い旧ふれあい会館近くを利用し、利便性を高めるべきではありませんか。

(5) 高齢者など投票するのに困難な方への配慮として、全国で多く広がっております島根県の浜田市、そして知多半島では大府市などのように、自動車やバスなどを利用した移動期日前投票所の設置も工夫してはいかがでしょうか。

(6) 3月にも質問いたしましたが、選挙公報の発行は喫緊の課題となっております。候補者の経歴・政策を公平に比較できるのは選挙公報しかありません。有権者の政治への意識を高めるためにも、選挙公報の導入に向けて、その後どのように検討しておられるんでしょうか。

(7) 候補者のポスター掲示場は車がよく通る国道に接している場所が大変多く、安心して見ることができないことや地域的に偏りがあるとの指摘もあります。ポスター掲示場の見直しが必要と考えますが、これもいかがでしょうか。

質問事項2. 道路網整備・崖崩れ・山の伐採対策などで住民の安全・安心の確保のためにについて質問いたします。

私は、6月、7月に建設課やまちなみ環境課などに道路整備等や安心・安全な自然環境対策について、町民からの要望について伝達してきました。

6月5日に、裏山の木の枝を伐採し、安心・安全な環境を求める要請書をまちなみ環境課に提出しました。それらの内容について、現在の対策状況を質問いたします。

(1) 6月5日に提出した要請書7件の事例で、確認と地主へ連絡することをお願いしたが、地主に通知をされましたか。

(2) 手紙等、連絡をした地主の中で、何人の方が伐採等の対応をされることが明確になりましたか。

(3) 土砂災害警戒区域等の対策で、県への複数の要請も建設課担当者にお願いいたしました。町内各地域の区長さんなどからも崖崩れ対策などを要請されていると思われますが、今年は何件の対策を県に要請し、また県から具体的な視察等のチェックはどれだけされているのでしょうか。

質問事項3の質問でございます。子どもたちや保護者が安心できる不登校対策を。

不登校の生徒が安心して通える学校が望まれております。今、南知多町でも増えております。先ほどの質問の中でも明らかになっておりますが、2022年度13人だった不登校生徒が、2023年度32人、2024年度43人と増えてきております。子どもたちの居場所づくりや保護者の皆さんを支える仕組みが必要でございます。

中学校を中心に、以下、質問いたします。

(1) 文科省は、不登校やいじめ対応に専任で当たる生徒指導担当教員の配置を計画しております。南知多中学校の不登校生徒のための校内支援教室は、原則週2日の適応教室教員の午前中の訪問と聞いております。その他は空き時間の教員対応になっていて、不十分であります。生徒たちが安心して過ごせる校内支援教室にするためにも、2026年度には生徒指導担当教員配置を町として県教育委員会に要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 保護者は育て方に問題があるのではと悩むこともあります、保護者への支援も必要であります。保護者を支えるためには、保護者の相談体制や不登校でも利用できる介護休業制度の周知も必要と考えますが、これもいかがでしょうか。

(3) 南知多中学校では、個々に問題を抱えた生徒への対応に養護教諭が関わっていると思われます。膨大な業務の中で1人の養護教諭では大変困難であり、校長会でも継続的に要望されている養護教諭補助員の通年配置も続けて必要と考えますが、どうでしょうか。

細かい質問についてはまた自席で行いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 1－1について答弁をさせていただきます。

今回の町議会議員選挙において、スピーカー付公用車による啓発活動を行わなかったことについては、啓発手段の多様化と効率性を踏まえた判断であります。ただし、役場の公用車14台には選挙期日などを表示したマグネットシートを車体の左右に貼り付け、町民の皆様へ周知をいたしました。

近年、LINEや防災無線など情報伝達手段が普及し、これらを活用することで、スピーカー付公用車による物理的な巡回に比べてより迅速かつ広範囲に情報を届けることが可能となっております。

防災無線は、町民の皆様へ即時に情報を伝達できる仕組みとして整備をされており、多くの家庭や公共施設で受信可能であります。また、LINEは若年層から高齢者まで幅広い世帯に対して一斉に情報発信できるため、その効果が非常に高いものであると考えております。

しかしながら、御指摘いただいたようにスピーカー付公用車による地道な啓発活動も、依然として重要な役割を果たしております。特に、高齢者やインターネット等になじみの薄い方々には有効だと考えております。このため、先月の参議院選挙においては、人員配置が可能な範囲内でスピーカー付公用車による啓発活動を実施しました。

今後も、可能な範囲内で啓発活動を行っていきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

南知多町の町議会選挙が終わり、私が選挙管理委員会に申し入れてから、参議院選挙では公用車の宣伝が実現しております。

選挙管理委員会の基本的な活動は、投票への公正・公平な条件整備、そして投票率を上げることです。有権者に対して、選挙期間中にLINEや防災無線でなく、直接何度も宣伝カーで日常的に投票行為を促すことは、投票率を上げ、主権者の意思を反映させるために絶対必要な行為であります。今回、宣伝カーを走らせず9%も下がったことは厳粛に受け止めるべきであります。

公職選挙法第6条を御存じですか。常にあらゆる機会を通じて選挙の情報を流さなければならぬ。選挙が公正かつ適正に行われるよう、常にあらゆる機会を通じ、選挙人

の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に関しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬ、ねばならないと書いてあります。やはりこの方法については、あらゆる方法ですよ。だから、今回可能な範囲でこれを実現していくという考え方ではなく、これから選挙においても当然やるべき活動と考えるべきではありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほど答弁したとおり、スピーカー付公用車による啓発についても実施すべきと考えますが、町議選や町長選などの町の選挙は短期間で多くの業務を正確に行う必要があるため、広報に従事できる人員には限りがあります。そのため、今後も他の効果的な啓発方法と併用しながら、可能な範囲で継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

公職選挙法6条は、あらゆる方法を通じてやるべきだというふうに言っております。町議会議員選挙は4年に1度しかありません。それだけのお金をかけてもいいんですよ。今回の南知多町の町議会議員選挙の予算は1,200万円ですよ。その倍ぐらいかけたっていいわけですよ。

人の配置も要る。後から私が質問する投票所を増やすことについても、人の配置は要るし、お金が要ります。しかし4年に1度の選挙ですから、思い切って主権者の意思がしっかりと反映できるように、9%も下がることがないような配慮が絶対にこれは必要だと思います。いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問に対しまして答弁させてもらいます。

先ほど、あらゆる手段ということで、ここに答弁した以外でも海っ子バスの啓発ですか、C C N C ですか広報等、事務局のほうとしてもしておりますので、今後も実施をしていきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今後、ぜひともしっかりと啓発活動をしてください。今回の選挙では14名の方が立候補したんですよ。それにもかかわらず9%も投票率が下がったということ、これはある面で異常なことだと思いますので、ぜひともこの公用車宣伝については実現していただきたく、よろしくお願ひいたします。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

ここで暫時休憩いたします。

内田議員の一般質問の途中ではありますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

再開は1時といたします。

[休憩 12時00分]

[再開 13時00分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、内田保議員の一般質問の答弁から再開いたします。

総務部長。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-2について答弁をさせていただきます。

車椅子で来場された方への各投票所での対応としましては、まず施設の入り口に段差がある場合にはスロープを設置し、車椅子のまま来場できるようにいたしました。ただし、施設の構造上、段差を解消することが難しい施設においては、車椅子で来場された方を投票場所まで移動できるように事務従事者が支援する体制を整えました。

次に、各投票所内には車椅子に座ったまま記入できる高さの記載台を設置いたしました。さらに、車椅子の方へのサポートにつきましては、各投票所の従事者が責任を持って対応し、必要に応じた御案内や補助を行っております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の答弁に対して質問いたします。

施設の構造上スロープ設置が難しい投票所があるというふうにおっしゃいました。具体的にはどの投票所ですか。

また、各投票所の配慮についてはしていたということでよかったです。ただ、そのような配慮があることを具体的に障害者や高齢者の方々にどのように周知がされていましたか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

1つ目のスロープ設置が難しい投票所は、豊浜・高浜投票区で使用している東部区民会館でございます。

2つ目の障害者や高齢者の方々への周知については、具体的に周知は行っておりませんでしたが、基本的に投票所においてはどなたでも投票できるよう必要な配慮を提供することが求められていますので、先ほど答弁したとおり、事務従事者が支援する体制を整えていました。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

特に私が聞いておったのは、車椅子だから私は投票に行かないと、こういうことを明確に言われた方がいました。なので、やはり南知多町の投票所はしっかりとした配慮をしていますよということを何らかの形で、例えば先ほどの車での宣伝だとか、それから

いろんな垂れ幕だとか、そういうようなことも含めて、投票しやすいような町なんだということを伝えていくことが本当に必要だと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

今、例えば検討できることとしましては、広報にそういった投票所へも気軽に越しきださい等の記載ですとか、ホームページ等で記載できるように検討していきたいと思います。以上です。

○5番（内田保君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問の1－3について答弁をさせていただきます。

投票所を増やすことについては、今後、町が管理する公共施設が減少していく中で、投票所運営に必要な人員の確保や財源も限られている現状を踏まえると、困難であると考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

これは先ほど私が言いましたけれど、選挙は基本的に4年に1度あります。お金をかけるべきです。南知多町の主権者の意思が明確にできるものであります。これは大切にしていきましょう。初めから困難であるとするのではなくて、4年に1度の主権者の意思だからこそ、必要な人員や財源は工夫して十分に充てる立場に立っていきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

今回、私が予算書を見たら、やっぱり1,200万円でしたよ。これを2,000万円ぐらいにして、先ほどの人員の配置だとかいろんな車の配置だとか、そういうこともできるんじゃないかというふうに思っていますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

基本的には、やはり予算には限りがありますので、現状の中で対応していきたいと思います。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

あわせて、先ほどの私の質問に答えていないんですね。

1つは、公平・公正・利便性の観点から、いわゆる投票所は豊浜地区と他地区とでは特別に差別があります。特に、内海地区との比較を示してどうなんですかと、その回答をしていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、投票所を増やすことについては、現状を踏まえると困難であると考えております。

本町では、各投票所の見直しを平成17年より進めてまいりました。内海地区におきましては、平成19年の参議院選挙以降1か所となりました。こうしたことから、内海地区においては3か所へ戻すことは検討しておりません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

これはとても大事なところなので、少し時間を取りたいと思います。

内海地区は、先ほども言いましたように有権者3,012人なのに、それが今回60.42%でした。前回8年前の選挙で比べてみました。70.97%で、内海地区はマイナス10.55%の

減少です。しかし、豊浜地区については、例えば高浜、766人の投票所ですが、これは平成29年67.29%です。そして、今回60.31でマイナス6.98%です。豊浜中村では1,471人の有権者ですが、前回8年前は67.27%で、今回60.03%で7.24%の減少です。豊浜中洲、これは614人ではありますが、8年前は73.32%で今回は65.47%、マイナス7.85%です。明らかに3%近くの投票率の差があるんですよ。だから、これはやはり身近なところに投票所があって、そしてそこに高齢者も出かけていけるという、これは証左です。

だから、やはりこれは島の問題でもそうですけど、1か所しかありませんけれどもね、投票所を思い切って確かに少なくしたかもしれません。だけど、これはやっぱりしっかりと確保していくことが今後の南知多町の主権者に対するサービスだし、責任を負った施策ではありませんか。

これは町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

現在のところ、今職員が答えたのと同じ考え方であります。

長年、多くの公共施設を抱えて現在の状況ができておることによりまして、再配置計画をしつかりつくってきた状況にあります。その中で投票所を増やすということが、今、議員がおっしゃったような証左が出ておることから、それに近づくような方法をあらゆる手を使って工夫するということがあっても、内海地区で3か所にするということに関しての方向性は、今自分の中でもその方向はないと思っております。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

3,012人で1か所の投票所、そして豊浜は2,851人で3つの投票所、これはやっぱりおかしいですよ。

これを要するに最初に条例で変えたときの力関係などがあったかもしれませんけれど、しかし、やはり現実の町民の主権者の意識をしつかりと反映し、これから高齢の町に向かう方向です。ならばそれなりの施策を、これはほかの例えば大井地区なんかにおいてもやっていくべきだし、それから島においても2か所ぐらい置いて、昔ぐらいに。そし

て、島だって篠島は1,184人の有権者です。日間賀島は1,405人もおります。ならば、これを1か所だけでやっているというのは、日間賀島でいえば16%の減少でした。篠島でいうと7.6%の減少でした。だから、それぞれの減少、豊丘なんかは小さい町でもやはり減少しているんですね。不公平になってはいけませんから、豊丘地区は708人の有権者でしたが、今回は60.23%だったのが47.18%. マイナス13%も減っているんですよ、豊丘でも。

だから、今後高齢者がどんどん増えてくる中で、投票に行きやすい条件整備、後から自動車なんかの関係も私は言いますけれど、やはりまずは投票所をしっかりとそれぞれの人口に合ったような形でもう一回再配置を検討すると、ぜひともこれはやっていただきたいと思っております。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－4について答弁をさせていただきます。

山海地区の投票所については、松原区集会場のすぐ近くにある民間駐車場を借用しているため、駐車場に関しての利便性が確保されているものと考えております。

また、松原区集会場は旧投票所である山海ふれあい会館のすぐ近くにある施設であるため、地理的な条件においても利便性が低下したとは考えておりません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

全く回答がよく分かりません。

中洲保育所と旧師崎中学校は利用しているのに、これは再配置計画でもうなくなるといったところです。山海地区だけわざわざ今回松原地区の集会場に変えた理由が明確ではありません。

わざわざ民間駐車場を借用し、余分なお金を払うリスク、今回は払っていないようありますけど、駐車料金が発生しない今までのふれあい会館を利用すれば、山海地区の方々は駐車場もしっかりと使えるし、そして利便性も高くなるはずではありませんか。

先ほど言いましたように山海地区の8年前の投票率は67.21%から今回53.44%と下がっているわけでございます。山海区でいうと約13.77%下がっております。いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

旧中洲保育所、旧師崎中学校、旧山海ふれあい会館は、いずれも廃止または今後廃止される予定の公共施設であり、今後は売却等を検討する施設であります。こうした施設を継続して使用する場合、施設の維持に係る経費が発生するため、今後投票所として継続して使用することは考えておりません。

山海地区の投票所については、周辺施設を調査し、地元の区と調整の上、旧山海ふれあい会館に近く、駐車場も確保され、バリアフリー対応もされている松原区投票所が最適であると判断しております。

旧中洲保育所、旧師崎中学校についても、山海地区同様、今後投票所の変更について検討していかなければならないと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今後再配置計画でその施設をなくしていくから、それを使わない方向に持っていくんだけど、そういうふうな形でおっしゃっております。

今売れるような状況ならばいいんですけど、まだその施設が実際にはあるというような状況ならば、やはり中洲保育所と旧師崎中学校を今利用しているわけですから、山海ふれあい会館も山海地区の方々にとってみて、きちんとそれが利用できるような条件整備を平等にやるべきじゃないですか。それは今後もしっかりと考えていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－5について答弁をさせていただきます。

本町においても、島根県浜田市や大府市の事例に見られるように、高齢者など投票に困難を抱える方々への配慮や、今後の投票所の見直しを検討する場合、自動車やバスを活用した移動式の期日前投票所の設置は非常に有効な施策であると認識しております。

ただし、具体的な導入に当たっては、人員の確保、費用対効果、運用体制、運行ルート、設備の適合性、プライバシー保護、災害時の対応など、様々な要素を慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田　保君）

有効な手段であるということで、同じ認識に立っていただきまして、ありがとうございます。

高齢化で自分の足では投票所に行けない方が今後やはり多くなる現実がございます。もし積極的に全国事例を利用した車等移動式投票所を南知多町に導入するとして、南知多町で今必要な地域はどこであると想定しておりますか。岩屋、新屋敷、内福寺等、距離的な困難地域だけでなく、スーパーやコンビニ、薬局、病院とか人の集まる場所も候補になると私は考えておるんですが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

現時点では、移動期日前投票所の具体的な検討ができていないため、どの地域に導入するかを特定して回答することはできません。

先ほど答弁したとおり、今後慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田　保君）

ぜひとも、これは有効な手段だと思います。やはり直接その地域に、有権者がいる、主権者がいるところに行って、どこどこの地域は何月何日ですよ、どこどこの地域は何月何日ですよと。そして、その人たちに南知多町の未来を託すと、そういう訴えをぜひとも検討していただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1－6について答弁をさせていただきます。

選挙公報の導入に向けた検討の内容については、本年3月定例会の内田議員からの質問に対する答弁のとおりであります、改めて答弁をさせていただきます。

選挙公報については、町として有権者が候補者の政策などを知る上で有効な手段であるとは認識しております。しかしながら、選挙公報の発行を行うには条例の制定が必須であるため、議会の理解と、本町が課題と捉えている悪天候時の離島への確実な配付方法の確立がなければ進めることはできません。現在、実現可能な方法の検討を進めております。

今後は、議会と協議を進めつつ、離島への配付方法をはじめとする検討を深め、条例の制定についても検討していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

検討を始めるということで、前向きな回答をありがとうございます。

1つ確認ですが、この間、選挙管理委員会の中ではしっかりとこの問題は話し合われてきているんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

選挙公報につきましては、今週月曜日であります9月1日に行われました選挙管理委

員会で協議のほうをしております。

協議の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、本町の課題である悪天候時の離島への確実な配付方法や、本町の特徴、特性を踏まえ、想定される条例案の検討などです。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私も選挙中に、選挙公報はないのと、特にやっぱり移住してきた方ですね、北脇でもいますからね。だから、やっぱりそういう声をよく聞きました。やはり皆さん方が公平に比較できる、そういうふうな意見が分かるような場所、分かるような紙ですね。それをぜひとも実現していただきたく、よろしくお願ひいたします。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-7について答弁をさせていただきます。

ポスター掲示場は、公職選挙法施行令に示された投票区ごとの設置数などの基準に従い、町選挙管理委員会において配置を決定しております。

町民の皆様が掲示物を御覧になる際には、交通事故の危険が想定される設置箇所や地域に偏りがあると感じられる設置箇所について、町選挙管理委員会において現地の実情を踏まえつつ、公職選挙法施行令の基準の範囲内で見直しを進めております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これも有効な有権者の意思を反映できるような状況については、まず直接的にはポスターですよね。ポスター掲示場が特に地域的に偏っているんじゃないかというような声を私も聞いてきました。内海でいうと、楠や名切や岡部や吹越にはありません。岩屋などでも、岩屋寺のところはありません。岩屋寺のほうがよく見るんではないかというふ

うに思います。

多くの町民がより目にしやすい場所の工夫をすべきであり、今までの慣例的なその場所をより具体的に検証してほしいけれど、どうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、地域に偏りがあると感じられる設置箇所については、町選挙管理委員会において現地の実情を踏まえつつ、公職選挙法施行令の基準の範囲内で見直しを進めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

私も日間賀島に貼りに行ったことがあるんですけど、日間賀島の波止場近くの高い防波堤がありましてね、そこにポスターの掲示板があるんですよ。とてもこんなところは見ないなど、そういうところがあるんです。なので、やはりこれは具体的に見直していくことが本当に必要だと思います。

そのために、豊川市なんかはグーグルマップに落としているんですよ。グーグルマップに落として、どこが公営のポスター掲示場かということが分かるようになっています。それをチェックする中で、ここはやっぱり人が通らないなとか、そういうようなことも分かると思いますので、そういうグーグルマップに落とすことと、やはりしっかりとした検証をしていくことが本当に必要だと思っていますので、そのことだけちょっと一言お願いいいたします。

○議長（鈴木浩二君）

質問ですか、それは。

○5番（内田保君）

グーグルマップに落とすことについてはいかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

どなたか答えられますか。

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問に対して答弁させてもらいます。

今この場でできますということは言えませんので、答弁したとおり、どういう形がいいのかというのは今後検討していきたいと思います。以上です。

○5番（内田 保君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

7件の土地については、全て現地確認を完了しております。このうち5件については、地権者へ郵送にて通知しております。

残る2件につきまして、1件は相談者御本人の所有地であったため、通知を省略させていただきました。もう一件は、雑草などで相談者御自身の土地との境界の確認が困難であったため、現地の状況を踏まえ、相談者へ土地の管理をお願いする形で対応し、通知を見送っております。

なお、今回のような越境した樹木の枝や雑草の問題につきましては、これまで町民の皆様から御相談をいただいておりますが、原則として土地の所有者間での解決が求められる民事上の性質を有する事案であると認識しております。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進む本町の現状を踏まえれば、雑草繁茂などの問題は住環境の維持向上という観点からも重要課題でありますので、町といたしましても公平な立場で土地の適切な管理をお願いしているところであります。

したがいまして、強制的な伐採権限を行使するものではなく、あくまで管理責任の所在を前提とした協力依頼と助言、情報提供を基本とした対応でありますので、この点を御理解いただくようお願いいたします。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

全て現地確認され、5件の地権者への郵送での積極的な働きかけ、御苦労さまです。

まずは連絡をいただくことが大事と考えます。相談者から何か、特にここを町としてやれと、そのような強制的な伐採のお願いする事例などはなかったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員の御質問に答弁させていただきます。

相談者から強制的な伐採の指導を町がするようにお願いされた事例でございますが、こういったことは事例がございます。しかしながら、苦情を受ける際には強制的な伐採を命令する根拠法令がないことから、あくまで役場としてはお願いベースでしか対応できない旨の了承を相談者から得るようにしております。

なお、文書を送付した場合であっても全く改善が見られないときには、再度原因者に對し文書を送るような対応を取っております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田　保君）

今回、積極的なまちなみ環境課の働きかけで、2件の家が伐採をしていくということが報告されました。

私のところにも、ある方から、9月2日ぐらいから業者が入って、屋根にかかっている木と竹を取りますと、その後で、家が水漏れしているので、その水漏れのためのいわゆる見積りを出すというようなところまで、ありがとうございますという声もありました。

やはり住民の住環境が、今本当に南知多町はかぶさってきているというところが大変多いです。私が五、六年前に豊浜地区のある地域のところでそのお願いを請け負ったときも、積極的にその当時の担当者が手紙等を出していただいて、そうしたら、その地権者が、ある面では民民の関係ですから、それは悪かったねということで木を切ると。その後、2年か3年に一遍ぐらいはちゃんと切るというふうな状態になっています。地権者が知らないでいることがよくありますので、やはりしっかりと町の責任というか、町の働きかけというか、そういうのをやっていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

先ほど、内田議員の発言からもございましたが、まちなみ環境課から通知した5件のうち、2件の土地所有者から適切な管理を行う旨の連絡をいたしております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田保君）

先ほどの2件の方の中で、今連絡を取り合って、その方は1人ですね、やはり独り暮らしの関係でなかなか相談もできなかつたという人でした。

やはり南知多町の中には、そうやって自分の家が大変いろんな自然環境の中で困っているという方もかなりおるんじゃないかなと思うんですね。だから、積極的に民民の関係であってもしっかりと連絡を取り合って、そしてしかるべきところに通知をしていくというようなことも必要に思いますので、よろしくお願ひいたします。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

県への対策要望につきましては、治山事業として未実施箇所、あるいは実施箇所の修繕として、今年度、住宅の裏山の対策事業などについて70件を知多農林水産事務所へ要望しております。

また、県からの現地調査については、現在のところそのうち10件を行っております。急傾斜地崩壊対策事業については知多建設事務所へ新規要望を3件行い、県からの現地調査も3件行っています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

治山事業で70件を県知多農林水産事務所に対して要望をいただきまして、御苦労さまでございます。10件の現地調査があり、急傾斜地についても3件の新規要望で、県からも3件現地調査したとのことで、本当に御苦労さまです。

ちなみに、治山事業の70件の残りの60件は、県の今後の現地調査の予定はどうでしょうか。また、急傾斜地で豊浜長命寺、豊浜打合、篠島照浜地区が今回の現地調査で見つかっているというところだそうですが、この調査はどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（石黒俊光君）

答弁させていただきます。

治山事業の残り60件につきましては、2回目の県からの現地調査を9月18日に予定しております、その後も両島も含めて全要望箇所を順次確認していただく予定となっております。

急傾斜地の3県の要望箇所につきましては、今年6月上旬から7月上旬に県による現地調査をそれぞれ終えております。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これは本当に、まずは現地調査を県がして、そしてお金は大体県がつくわけですので、町も負担がありますけれど、町としてここを何とかしてくださいというようなところの、やはりプッシュをしていくことが本当に必要だというふうに思います。

今、一番町としてこの急傾斜地のここは危険だというふうに、今一番直接的に考えている場所というのはどこの場所であると考えているんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（石黒俊光君）

お答えさせていただきます。

具体的には幾つか箇所もございますけど、実際に崩れた落石、崩落があった危険な場所がありまして、そういうところが当然この調査に行く場所になるというところでございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

落石場所で内海の方で1人、自分の住んでいるところは1軒しかないから、これはやつてもらえるんだろうかというような相談がありました。なので、やはりあらゆるところをちゃんと調べていただいて、やれるところは早急にやっていただく、そういう立場でよろしくお願ひいたします。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

文部科学省の不登校やいじめに対する生徒指導担当教員の配置計画につきましては、本年度より4年間で計画的に配置され、本年度は1,000人分の配置拡充が予算化されております。

この国の予算に当たり、昨年度、南知多中学校が県教育委員会に配置の要望をしたこととで、今年度既に1名の追加配置がされております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

要望していないというふうに考えておりましたけれど、もう既に要望していたということで大変よかったです。現場では助かっているのではないかというふうに考えております。

この生徒指導担当教員加配ですね。これは今後要するに全国的にどこの学校にも配置していくというのが文科省の方針ですが、南知多中学校では具体的に昨年からもう既にこれを入れているということならば、この方はどのような日常的な活動をしてみえるんでしょうか。ちょっと触れてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

文科省の概算要望では、内田議員が言いますとおり全小・中学校のほうへ配置を計画していた。ただし、予算の財務省との折衝の中で、この4か年で全校じゃなくて、2,640人を4年間で配置していくという。ですので、専任というものではないと思われます。あくまでも配置拡充ということになっておると思われます。

その中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室担当などの関係者と各担当教員が密に協議を行えるような調整等を行ったり、毎週の生徒指導委員会や毎月の不登校対策委員会の際に情報を共有するための資料作成や整理を行っている状況でございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

そうすると、この教員の皆さんのが、直接的に不登校の方のところに、家庭訪問したりだとか、そういうことをやっているという実態ではないわけですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

直接的な行動まではちょっとこちらのほうでは把握はしておりませんが、先ほど言いましたとおり、不登校等の専任の担当教員ではございません。お一人加配されているということで、今までそういったところに携わっていた人のものを補完するような形の中で、携わっていた人が今まで以上に学校の教育のほうに力が入れられるというようなことになっております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

分かりました。

いわゆる子どもたちに対して対応する十分な条件整備、人の条件整備も本当に必要だと思っております。今後とも、人が多ければゆとりが生まれますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

介護休業制度の中に、不登校児童・生徒の個々の状態にもよりますが、制度が適用できる場合もありますので、そういういた児童・生徒がいる場合は保護者に個別に情報を提供するとともに、周知をしていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これは医者の診断書等がある面では必要な事例が非常に多いと思いますけれど、やはり親は自分の子は何でこんな不登校になったんだろうかと悩む方が、私の経験上からも、教師も悩みますけれど、親はもっと悩むんですね。なので、その親に対してきちんとアプローチというか対応ができるようにぜひとも検討していただきたいと、このように思います。

また、介護の関係での休暇も取れるんですよと、そういうような形での周知もしっかりお願いしたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 3－3につきまして答弁させていただきます。

南知多中学校への養護教諭補助員の配置につきましては、校長会の要望を受け、既に今年度より町単独予算において週3日、1日当たり6時間勤務で配置をしております。

来年度以降につきましては、引き続き県に養護教諭の増員を要望してまいりますが、増員できない場合は、町において今年度同様、養護教諭補助員の配置を検討していくたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

既に町の予算で養護教諭補助員の配置がされており、これはすばらしいことです。積極的な姿勢に敬意を表します。来年度からの配置も計画されておって、現在の南知多中学校の養護教員の方も安心されていると思います。

正規教員の配置は、国の基準では中学校は801人という壁がございます。しかし、県も国も現場からの声に応えて積極的に要求することが私は必要だと思っております。

県教育委員会は、養護教諭の正規配置、南知多中学校に2名は何を理由に実現できないというふうに言っているんでしょうか。教育長はどういうふうに考えておるんですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

今、内田議員が言われたように、国の定数の基準があるものですから、それに従つて県のほうもなかなか動き出せないという状況であります。市町村長会もそうですし、教育長会のほうとしても、その要望については県教委のほうに毎年出しております。今年も声を上げてきました。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

やはり粘り強く声を上げて、そして今の状況を伝えていくことが制度を変える条件になってしまいます。愛知県教育委員会の姿勢、そして国の姿勢がありますが粘り強く今の子

どもたちがどう苦しんでいるんだということをみんなで訴えていくということが大事だと思います。

令和5年度から南知多中学校は、篠島中学校を除いて4校が一つになりました。全校生徒がその当時307人でした。新校舎を建てるまで内海中学校でスタートしておるわけでございますけれど、その当時の不登校の人数は、小学校は令和4年度が13人だったんですね。令和5年度に20人になったんです。中学校も、令和4年度の5校のときは13人だったのが、令和5年度になると南知多全体で32人、2人は篠島です。だから、30人になってしまったんですね。

その内訳をちょっと調べてみました、南知多中学校の令和5年度の新1年生は、令和4年度の小学校6年生です。その時の不登校が4人なんですね。それが、今度は中学校になった途端に13人に増えているんですよ。中学校2年生が8人、中学校3年生が9人、全員で30人です。だから、やはりかなりのストレスがあったことが予想されるわけです。

篠島中学校を除いて、この令和5年度の人数が令和4年度の倍以上になっているということは、やはり今の中学校教育の在り方という問題も考えていかなきやいけないんじゃないかと思います。

別に統合を全て否定するわけではありませんけれど、しかし子どもたちの通学でのストレス、そしていろんな形で新しい人間関係をつくっていくストレス、教育委員会のアンケートの中には統合してからたくさんの友達ができるよかったですが出ていますが、しかし、簡単にそういうふうな形で済ましてはいけないというふうに思っております。子どもたちの様々なストレスをケアして、そして注意を向けて、そして子どもたちが本当に安心して勉強できるような条件整備を南知多町としてもやっていくべきだというふうに思っております。

特に不登校が今増えてきている大きな原因としては、やはり子どもの居場所づくり、それが大きな形で必要として求められているんじゃないかと思います。不登校生徒には何で休むんだという言い方で責めてはいけません、絶対に。子どもたちが休みたいと言っているわけですから、安心して子どもたちが休める場所をしっかりとつくってあげると。それが我々の、いわゆる行政としての役割だし、親としての役割だと、そういうふうに思っております。今休みたいんですよ、彼らは。だから、休む中から新たな自分を発見していきますので、そこまでしっかり待ってあげる。

私も教師をやっていたときに、どうしても早く学校にこさせようと、学校に来たらオ

一ケーと、丸だと、そういうふうな評価が出るんですよね。そうじゃないんですよ。今の子どもたちの様々な困難に対してしっかりとケアをするためには、様々な条件整備が必要です。特に、不登校に戸惑っている親も、自己責任論に傷つくことがあるんですよ。自分の育て方が悪かったからこの子は不登校になってしまったんだと、そういうふうな形で責める方も見えます。そうではなくて、やはり安心できる情報、町からの情報、そして安心できる相談者、そういうものの確保も必要だというふうに思います。

そして、併せていろんなフリースクール。南知多町はありませんからね、フリースクールが。だから、子どもたちが学校とは全く違うところで自分の居場所を探すことができるような、そういう条件整備も今後の教育委員会、そして私たち議員としての課題だというふうに思います。

やはりスタッフの配置だとか、そして様々な不登校特例校なども、全国を見ると不登校特例校、不登校の子は来てくださいねと、そういう学校ですよと。例えば、旧師崎中学校を不登校特例校にすると。そして、全国からこの海の町、漁業の町、農業の町の南知多町に来てくださいねと、そんな思い切った施策もやろうと考えれば考えられないことはないんですね。だから、子どもたちの立場で、しっかりととした立場でそれをやっていただきたいと思っております。

特に、子どもたちは高校進学で非常に悩みます。やはり不登校だからこそ、その子を高校教育で、自分がやりたいと言っているんだから、高校教育を。だからその枠を増やすような、これは教育行政として愛知県の県教委との話し合いともなると思いますけれど、そういうふうな枠をつくっていくことが必要だというふうに思います。やはり図書館等の充実も必要というふうに私は思います。

不登校の特に一番の原因是、今言われているところは先生との関係がまずくなっていると。それから、勉強は分かるけど、授業が合わないと、こんな授業は嫌だと。それから、学校のシステムの問題で、こんな形式的な管理的な学校は嫌だと。そして、いじめや友人関係ですね。不登校になる原因というのは様々ですが、やはりそれに対して本質的に温かい対応をしていただきたいと、このように思います。特に、学校スタンダードと言われるような、いわゆる椅子の上げ出しだとか、そういうものも全部閉めてしまうと。一旦椅子を入れなければ発言しちゃいけないよみたいな、そんなルールも直していくことが必要だというふうに思っております。

ぜひとも子どもたちが本当に育ちやすい条件整備のある、そういう学校をつくってま

いりましょう。終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時50分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

[休憩 13時45分]

[再開 13時50分]

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

質問事項1. ロシア地震による津波対応について。

令和7年7月30日9時40分、ロシアのカムチャツカ半島付近で発生したマグニチュード8.7の地震による影響で、津波警報が太平洋沿岸を中心に発表されました。

愛知県でも、外海で津波警報、伊勢湾・三河湾に津波注意報が長い時間発表され続けました。津波警報が発表された地域からは、住民、観光客、学校ぐるみで避難する状況がテレビ等で大きく報道されました。

この地域では津波注意報でしたが、その対応について以下の質問をいたします。

(1) 津波注意報の発表を受け、南知多町でも災害対策本部を設置されたが、津波に関する災害対策本部設置の基準を教えてほしい。

(2) 愛知県内でも豊橋市、田原市では警戒レベル4の避難指示が発令されたが、南知多町での警戒に関し影響があったのかどうか、見解があれば教えてほしい。

(3) 津波警報が発表されている地域では、防潮扉閉鎖のニュースも届けられていたが、南知多町での防潮扉及び桶門操作の基準を教えてほしい。

(4) 太平洋沿岸各地から潮位の変化情報が寄せられていたが、幸いにも津波による被害発生に至らなかった。南知多町での潮位の観測及び変化はあったのか。また、そもそも潮位を観測する施設があるのか、観測方法も含めて教えてほしい。

(5) 津波に関する情報が届く中で、海水浴客への対応が心配で役場防災担当にも確認

しましたが、内海海水浴場では観光協会への通知と同時に防災無線での警告放送を行ったようである。同時に、地域の方からの情報で海水浴場施設の放送で海から上がるよう放送があり、海水浴客、サーファーたちも落ち着いた行動で海から上がっているとの情報もいただきました。

現在、海水浴客も外国人が大変多く、緊急情報を知らせる際の言葉の壁を心配していましたが、遊泳の危険を知らせる際、外国語での放送があったのか、ライフセーバーの方の応援もあったのか、今後の対策も含めて教えてほしい。

(6)津波警報や津波注意報が発表されたことを知らせるために津波フラッグの存在がありますが、今回、南知多町の海水浴場での掲揚、使用実績はあったのか。

(7)昨年8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。そして、今回の津波警報発表を受け、各地の住民の取られた行動について感心したのは、県内のみならず、日本各地で皆さんが整然と避難されていたことです。また、この地域でも海水浴客が指示に従い、整然と海から避難してくれたことです。

コロナ騒動以降、この地域での海岸避難訓練も行われていませんでしたが、幸いにも避難を海水浴客に伝えることや、その指示を聞いて素直に行動してくれたことが確認できました。

この地域の防災力も、少しずつですが強化されているのを感じることができましたが、この状況を受け、役場の防災担当としてはどのように評価していますか。

質問事項2. 避難所運営について。

南知多町では、地域防災計画の中で避難所の指定及び運営体制の整備を行うことを定めているが、地域と行政の役割分担などの意識共有や避難所運営体制の実現に課題がありました。

これらの課題の解決を図ると同時に、災害関連死を防ぐ円滑な避難所運営を実現する内容で完成した「南知多町避難所の手引き」の中を見ると、風水害対応と地震津波災害対応などの区分けはありますが、その記載の中で、避難所を設置する目的として、なぜそれが必要なのかといった理念から始まり、開設から時期を経て避難所の統合、やがては撤収、閉鎖に至るまでが収められています。

防災に関わる人、町民等に読んでいただきたい内容だと思いますが、確認の意味で次の質問をいたします。

(1)この手引書では、避難所の運営は自助・共助による地域の力で避難所の開設に当

たるとされています。

災害時での職員の仕事は多岐にわたり、災害対策本部設置、情報収集、道路、電気、通信インフラの確認整備などあります。第2章以降で取り上げられているのは、風水害に関して事前に避難や職員配備が可能であると記載されています。このようなことも踏まえて、この手引の内容を職員、町民に熟知していただくことで効果が出てくると思うが、その方法はどのように考えているのか。

(2) 地震津波災害による避難所開設に関しても、避難後、津波警報が解除された後、自宅での生活ができない人たちが大規模災害拠点避難所等へと移動、入所してきますが、以前は施設管理者（学校の場合、校長先生など）や役場職員が開場する想定であったものを、町の責任の下、地域の自主防災会や区の方が施設の安全を確認した上で避難所の開設へと進めるなど、より現実に即した対応ができるように書いてありますが、一方で地域の自主防災会や区の方の責任も増えるということで、今後の取組を進めていくための具体案を教えてほしい。

(3) 自動車避難に関してもかなり踏み込んだ対応をしていて、車中泊もセットで考えられていますが、その理由を、私は高齢者の避難、ペット同行避難、観光客の車避難などと考えています。

なお、手引の中では受付班、駐車スペースまでの誘導班の中で取り上げられていますが、トイレがあり、エンジンをかけていても迷惑にならないような場所選定も事前に指定できれば今後の訓練及び実践でも役に立つと思うが、現在の場所などの指定状況を教えてください。

(4) 町公式ホームページ内の避難所一覧表では、旧内海サービスセンターや旧山海ふれあい会館などが記載されています。現在使用できない施設ですが、避難所一覧から削除はできないのか。

(5) 山海地区の一部の区は宿泊施設と避難所として利用する契約をしているが、そういった施設を避難所一覧表に掲載する考えはないのか。

(6) せっかく避難したのに、避難所や仮設住宅での生活に疲れて亡くなる、いわゆる災害関連死をゼロにする取組は大変重要です。手引でもコミュニティーの大切さを説いていて、一旦避難所や避難した人を二、三日経過後、機能切替えといい、要配慮者は福祉避難所へ、地域の人たちを1か所にまとめる度に避難所の移動を進めるとあります。そのようなときに地域の指導者となる人材が必要であり、そのための人材として区長さ

んたちにお願いするという認識でよいのでしょうか。

(7) 避難所の開設は早急な対応が必要で、時には避難者と一緒に開設することも想定されます。誰でもいつでも開設できるツールとして、ファーストミッションボックスがあります。これは、ボックスの蓋を開けて中にある手順書に従えば、開設に必要な受付などの担当者や役割などを早急に決めることができ、誰にでもできる、みんなで協力してできるというツールあります。

このファーストミッションボックスについては、避難所の場所ごとに中の手順書も含め、役場で準備、配備はしてもらえるのか。

(8) 全編を通じて、運営本部など8つの班編成の中に女性を3割以上入ってもらうとの記載があるが、女性であるがゆえに事前登録の時点で大変厳しいところがあるようを感じますが、何か良案はあるのか。

(9) 今後の避難所の在り方を検討する中で、たたき台としてこのような手引を作ったことは大変評価いたしますし、このように報道すべきとも考えますが、これを地域の方に理解してもらうには、まずは訓練から入るのが順当であると考えますが、どのような方法を考えていますか。

以上で、通告書の朗読は終わらせていただきます。

再質問に際しては自席で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-1、1-2、1-4から1-7は私、総務部長から、1-3は建設経済部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁をさせていただきます。

本町における津波に関する災害対策本部の設置基準は、伊勢・三河湾に大津波警報、津波警報、または津波注意報が発表された場合であります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回の災害対策本部設置に関し、通常業務への影響はあったのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁をさせていただきます。

開庁時間内では、災害対策本部が設置された場合は、全職員が災害に対応することになります。今回は被害があったわけではありませんので、海岸付近の方への注意喚起や問合せ等の対応にとどまったくため、通常業務に大きな影響はございませんでした。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-2につきまして答弁をさせていただきます。

豊橋市及び田原市は、津波警報が発表された愛知県外海予報区に面しており、本町とは状況が異なります。このため、本庁の警戒体制に影響はありませんでした。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

太平洋岸は、いわゆる湾内と違って外海と湾内では随分様子が違うということを今回実感いたしましたが、例えば基本的なところで、南知多町で警戒レベル4の避難指示を出すということはどのような基準で発令する予定ですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁をさせていただきます。

基準につきましては、避難情報の判断・伝達マニュアルに記載しております、発令の基準といたしまして、伊勢・三河湾に大津波警報、または津波警報が発令された場合、もしくは停電、通信途絶等により津波警報を適時に受けることができない状況において強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合でございます。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

分かりました。

このような事態にならないことを願っているところでございます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

防潮扉及び樋門などについて、愛知県管理の施設は、県の水門、樋門及び陸閘の運用規程により、南知多町管理の施設は町の樋門及び陸閘の運用規程により運用しております。

県と本庁では、水門、樋門及び陸閘の操作委託契約を締結しており、県管理の施設を含む108施設全てを町が操作することになります。これらの運用規程などでは、津波警報が発表された場合には全ての施設を閉鎖すると規定しております。また、津波注意報が発表された場合には、閉鎖操作体制を取ることとなっております。

なお、今回の津波注意報の発表では、伊勢湾・三河湾の津波高は1メートル以下と予想されており、師崎漁港の満潮時の潮位の高さや過去の被害状況などを総合的に勘案し、知多建設事務所維持管理課と協議した結果、全ての施設について閉鎖しないという判断をいたしております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

分かりました。

津波警報発表時に県及び町管理の全ての施設を閉鎖するとありますが、そのときには施設内に残っている車とか、そういうものを防潮堤の外へ出すという、そのような猶予は含まれているのか、または緊急時ということで即閉鎖に移るのか、どのような対応

を考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（石黒俊光君）

答弁させていただきます。

施設の閉鎖につきましては、操作員の安全確保を最優先に、迅速かつ的確な捜査を行う必要があることから、車を移動させるなどの呼びかけはせず、現場到着後速やかに閉鎖操作を開始することとしております。

○7番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問の1-4につきまして答弁をさせていただきます。

南知多町内で潮位を観測する施設につきましては、師崎漁港に県管理の潮位個別観測局があり、観測方法はフロートの位置が変動することで潮位を観測するフロート式となっております。

しかし、津波の到達時間や高さを観測している津波観測点ではないため、津波による潮位の変化があったかどうかは分かりませんでした。以上です。

○7番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-5につきまして答弁させていただきます。

町の防災行政無線及び各観光協会支部での外国語放送は行っていません。また、ライフセーバーは内海海水浴場で土・日、祝日のみ配備していますが、同当日は平日でしたので配備はしておりません。

今後の対策について、複数の言語による放送は周知に時間がかかり、緊急的な放送に適さないと考えるため、実施する予定はありません。現在同様、サイレン吹鳴や津波フ

ラッグの使用など、言語に依存しない危険周知を実施していきます。以上です。

○7番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-6につきまして答弁をさせていただきます。

日間賀島東海水浴場において、遊泳禁止旗と併せて津波フラッグが掲揚されたと報告を受けております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

日間賀の海水浴場ただ1か所だけ、そういったフラッグを掲揚されたということで、大変すばらしい対応だと思いますが、町内の海水浴場の津波フラッグ等の配備状況はどのようにになっているのか。また、津波フラッグの意味をほとんどの人が理解していないと思いますが、町としてはこの意味を十分に周知されていると考えているのか、今後は例えば周知の方法も、どのようなことを考えているか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁をさせていただきます。

海水浴場のある観光協会支部で津波フラッグを配備していただいております。

なお、津波フラッグの意味につきましては十分に周知されていないと考えておりますので、住民及び観光客の双方に向けて周知を進めて、観光協会と連携しながら津波からの安全確保に努めてまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

津波フラッグというのは、赤と白の十文字に分けたような旗なんですが、やはりこれは言われているように、音や声に頼らずに危険な情報を遠くからでも知らせることができることで、海岸などでの聴覚障害をお持ちの方もそうなんですが、やはり波の音とかそういったところでなかなか声が届かない遊泳者、そしてサーファーなどにもこのルールが分かっていただければ、海のほうからでも海岸を見れば今どういう状況なのかというのが分かってくると思いますので、ぜひ世界的なルールとして、外国人にもとても重要なと思いますので、今後周知を進めていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－7につきまして答弁をさせていただきます。

住民、観光客の皆様の津波に対する危険意識の高まりと、これまでの自主防災会の活動の成果と評価しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

コロナ騒動以前は、内海海岸でも観光客の安全避難ということで、毎年海の日に海岸避難訓練を実施しておりました。

海水浴場の安全、観光客の安全対策、地域の観光協会が中心になってやるべきだと思っておりますが、海岸避難訓練等の安全対策が実施される際には、観光協会、それから地域と共に町も積極的に協力していただくようお願いいたします。

この大きい1番のまとめとなりますが、今回の津波は国外で発生した地震に伴う遠地津波、遠くの地域で発生した津波ということで遠地津波という言葉が出ておりましたが、太平洋沿岸をはじめとして、多くの地域で落ち着いた対応ができたんではないかと思っています。

震源地の断層が縦長に、プレートの関係でそういった形で発生したということで、そのプレートの方向にはあまり津波が出にくいとされております。

今回は、地震規模に比べて日本の方向では小さな津波で済んだようでしたが、避難さ

れた方の中には、熱中症で北海道や三重県、少なくとも12人ぐらいが搬送されたそうです。今後の災害対策として夏の暑さもプラスした対熱中症対策も複合災害として捉え、対策を講じる必要があると思いました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁をさせていただきます。

職員に対しては、本手引の作成趣旨を全職員に共有しており、防災研修等で説明をし、平時から事前準備及び災害時に円滑に避難所運営ができるように備えていきます。

町民の皆様には、広報6月号や各地区の自主防災会、5月に実施した新任区長研修会等で周知しており、今後も継続して啓発に努めてまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

本手引の中でも、大規模災害時には職員が多く避難所を開設することが大変困難である。自助と共助による避難所の立ち上げができる体制づくりが必要ですと書いてあります。ですから、この冊子を使って皆さんで勉強してまいりましょうとあります。

町民の意識の中には、災害が起きても職員の人が来て避難所を開設してくれて、みんなの世話をしてくれると思っている方も多く見えると思いますが、大災害時には職員も同様に被害を受けている可能性は高く、登庁できた職員も多くの業務を抱えた中でまずは避難所開設を最優先として動いてくれることを期待しますが、職員は来られない、遅れる可能性も大変高いと思われます。

今、公助の意味、役場ができるをお話ししておくと、それは災害が来る前の事前の対策準備として地域の住民の方のみでも避難所を開設できるよう事前の対策、協力をしておくことが今できる公助の最大の力だと思っております。そのための準備の一つがこのマニュアル、この手引書だと思っております。

この手引の内容を平時から地域生活が理解することが最重要だと思いますが、その方法をどのように考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁させていただきます。

この手引を活用した訓練を繰り返し実施することで理解を深めていきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

訓練を通じてということですが、この手引書は避難された方の身の置場を確保するために一刻も早く地域の方だけでの開設を目指しております。

この後の質問にも関連してまいりますが、繰り返しの訓練が効果的だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-2につきまして答弁をさせていただきます。

現在、内海地区の大規模災害拠点避難所である南知多中学校のファーストミッショントップックスの作成を進めております。

ファーストミッショントップックスとは、誰でも避難所の開設ができるように指示書と備品等を準備しておくボックスです。施設の開場及び安全点検についての指示書等を作成し、ボックス内に配備いたします。

施設の開場について、誰が鍵を保有しておくのか、どこに鍵を置いておくのかなどの協議を地域の自主防災会の方と実施し、指示書を完成させたいと考えております。

また、施設の安全点検については、先日、愛知県建築士半田支部に協力をいただき、南知多中学校を避難所として使用する際の注意点などを指摘いただきました。その指摘に基づき緊急点検マニュアルを作成し、11月30日の内海地区防災訓練において、区や自主防災会の方に安全点検を体験していただく予定をしております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先日、8月9日に南知多中学校で行われた施設の安全点検の研修に私も参加させていただき、体育館、校舎、そして特別教室など、外観、室内、いろんな建物のひび割れ、渡り廊下の安全性などを長時間にわたり、ほとんど午後の半日費やしてレクチャーしていただきました。

今後の避難所開設の際に、地域住民だけで建物の診断ができるチェックシートの作成の基になる資料づくりを実践してまいりました。

今度の11月30日の内海地区での訓練が楽しみになってまいりましたが、町内の各大字単位での地区でもこのような事前作業が必要と考えますが、予定などは既にもう計画しているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁させていただきます。

令和9年度末までに、大規模災害拠点避難所であります総合体育館、師崎避難所、篠島中学校、日間賀島小学校につきましては、同様のチェックシートを作成することを予定しております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今は令和7年度ですね。令和9年度というとまだ2年先になってまいりますが、各地区のチェックシート作成が令和9年というのは遅過ぎる、遠過ぎる感があります。

11月は内海地区の訓練で、南知多中学校の設備を踏まえての現地そのもののチェックシートを使った訓練となっておりますが、できるなら災害はいつ起こるか分かりませんということで、他の地区の方も、自分の地区とちょっと内容が違うかもしれません、やり方、流れだけは確認ができると思いますが、一度見ていただくだけで随分参考にな

ると思います。参加できる体制は取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、他の地区での訓練のスケジュールを早めに繰り上げることは可能でしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁させていただきます。

11月の内海地区の訓練につきましては、他の地区の自主防災会の方にも参加できるよう内海地区の自主防災会と調整をしていきます。

他地域の訓練地域のスケジュールですが、まだ決まっておりませんので、各地区と協議しながら決めていく予定でございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひそういう今できることを早め早めということで、先ほども言いましたが、やはりいつ災害が起きるか分からないという前提で、早め早めのスケジュール調整をしていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-3につきまして答弁をさせていただきます。

現在は、自動車避難者用の場所の指定はございません。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

自動車避難に関しては、要支援者、高齢者などの歩いての避難に支障がある場合、またペット同行、道路の寸断等での観光客の帰宅困難者、いろいろの方たちが考えられますが、一口に自動車避難への対応と決められない要素もありますが、候補施設、今の避

難所のグラウンドを使うということでも結構ですが、ある程度どこを自動車避難の場所として設定するのか、それぐらいのことはやっぱり決めておくべきだと思いますが、レイアウト、ルールづくりも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁させていただきます。

候補施設としまして、地域の拠点となる大規模災害拠点避難所を中心に考慮していくことになっていくと思います。

また、駐車場のレイアウトやルールづくりにつきましても、自動車避難をする理由があるのは様々ですので、そのことを念頭に置きまして、地域の自主防災会等と検討していきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろんな理由があるということで今申し上げましたが、私も。高齢者、要支援者など福祉施設との連携、そういった方たちは、そういった福祉施設の駐車場への避難とか、いろんなことも考えられると思います。

やはり今決めたほうがいいですよと言っているのは、さんざん言っておりますが、公助というのはその場ではなかなか動けないよといって、私もいろいろ地域の人にも説明している、役場を応援しているような言質を取っておりますが、いざ災害が起きたときに、おい、車はどこに停めるんだとか、あそこの車はうるさいよとか、苦情が来たときの対応というのが多分役場の方たちでもできないんじゃないですか。地域の方も、ある程度決まりがないとどうしたらいいか困っちゃうということで、それを事前に決めておくことが今できる公助の最大の力ですよということを言っておりますので、ぜひその辺も含めて、その防災交通課ばかりではなく、町全体として取り組んでいただけたらと思っております。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-4につきまして答弁をさせていただきます。

大規模災害時には多くの避難者の発生が想定されることから、当該施設が平常時に使用されているか否かに関わらず、避難所として使用するため掲載しております。

なお、旧内海サービスセンター及び旧山海ふれあい会館につきましては、津波浸水想定区域内に立地していることから第2避難所として位置づけており、原則として開設の順位は低いものとしております。

災害の規模や避難者の状況等により、必要に応じて避難所として使用する施設となります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

施設の鍵の管理は誰が行っているのかとか、水道、電気、これが災害のときにどうなるか分かりませんが、内海サービスセンターだったところもやはり耐震の問題があって、それこそまたチェックシートを作つて入れるかどうかの基本的なところからとも思いますが、取りあえず鍵の管理とかそういったことがある程度告知していただけるのは、どのような対応をしていただけますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁させていただきます。

施設の鍵の管理は町で行つておりますので、大規模災害時の発生直後は平時に使用している施設も含め、ほとんどの施設で断水や停電によって水道も電気も使用できない見込みでございます。

トイレについては、簡易トイレ、凝固シートを使用できるように備蓄を進めておるところですけれども、鍵の管理の周知につきましては訓練を通じて、先ほど服部議員からの発言からもありましたが、ファーストミッションボックスの訓練を通じて管理のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海地区に限ってですが、サービスセンターとか山海のふれあい会館近くであれば便利だという方が多いですが、果たして地域の方がそこへ避難したいのかどうかという、まずその調査。何人ぐらいが行きたいのか、指定のところへ逃げるのは問題があるからこの近くがいいんだとかいうことも含めて、やっぱり事前調査が必要だと思いますし、そしてそこが安全かどうかというのもある程度事前に決めておかないと、地域のそういった防災である程度知識を持った方たちもそこへ行けないということもありますので、こうした地域の要望を聞く、そういったことも含めて事前調査を今からやっておいてください。要望だけです。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問2-5につきまして答弁をさせていただきます。

避難所一覧表に記載している避難所は、町地域防災計画内で第1避難所、第2避難所及び福祉避難所として掲載している避難所です。

第1避難所及び第2避難所については町や県の施設としており、福祉避難所は町が協定を締結している民間の施設となります。区が宿泊施設を避難所として利用する場合は、区が自主的に立ち上げ管理する避難所である区民館等避難所という位置づけとなりますので、町地域防災計画の避難所一覧表に掲載する考えはございません。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

これは、町が指定した避難所へ行かずにそういった地区が契約した旅館とか、そういったホテルと契約してそちらへ避難することですが、言ってみれば自宅で避難するとか友達の家に避難するのと同じような感じで、やはり事前に何人かが利用するとい

うことも調査しておかないと、やっぱりそうした食料の配付、避難の物資をどう届けるかとか、いろんな把握、体制にも影響してくるので、これも事前の調査が必要だと思いますし、やはり水害でもそうですが、案外避難所へ行くよりもちょっと事前に、台風の場合とか事前に分かる場合ですが、どこかちょっと離れたところのホテルを予約して、そちらで快適な避難生活をするという方もちらほらお伺いしております。

そういうしたものと同じようなもので、もう避難物資が要るのか要らないのか、何人が避難するのかというのは、これも含めてまたお願いだけですけど、事前の調査は必要だと思っております。

どなたが避難するかという名簿もやっぱり確認していないと、行方不明なのかどこかへ避難しておるのか、指定の避難所には来ていないなど、いろんな心配もありますので、そういう名簿づくりもきっちりやっていただける今にしていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-6につきまして答弁をさせていただきます。

避難所運営は、災害発生直後には地域住民の安全を確保し、命を守るために避難所としての機能が求められますが、時間の経過に伴い被災者の生活の場と生活再建を支援する避難所へと、その機能を段階的に切り替えていく必要があると考えております。

このような避難所の機能切替えを行う場合には、各避難所の建物被害の状況や人員体制を踏まえた上で、避難所の統廃合や避難所スペースの再編等の検討を進めていくことが想定されます。

避難場所の移動等が必要となる避難者の方々に対しては、町が主体となって丁寧かつ分かりやすい説明を行い、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。しかし、状況によっては区長様をはじめとする関係者の皆様にも御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

了解いたしました。

避難所を集約、そして閉鎖、小さくしていきながら家に帰っていく。また、仮設住宅へ移動していくという意味での避難所の閉鎖というのは、新しい見方だなと思って大賛成しております。

それが今言ったように仮設住宅への移転、そして子どもたちにとってもやはり学校が戻ってくる、教室が戻ってくる、体育館が戻ってくるということで、やはりそれが復旧から復興に向かっていくということですので、ぜひこのような考え方で進んでいっていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-7につきまして答弁をさせていただきます。

まずは、5つある大規模災害時拠点の避難所のファーストミッションボックスを町で準備、配備いたします。各区自主防災会におかれましては、避難所の手引及び大規模災害時拠点避難所のファーストミッションボックスを参考に、区の公民館などを避難所とした場合のファーストミッションボックスの作成をお願いしたいと考えております。以上です。

○ 7 番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-8につきまして答弁をさせていただきます。

災害時の避難所運営において、女性用物資の配給や女性に対する配慮が必要なレイアウトづくり、避難所内のルールづくりなど、女性の意見や要望を反映させるため、女性の参画が必要不可欠であります。

その必要性及び暮らしやすい避難所を避難者自身でつくっていくことを認識していただけるよう、自主防災会をはじめとした地域の方へ啓発を継続してまいります。以上で

す。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

皆さん本当に女性のこういった参加が不可欠だと思っておる、男ではできないこともいっぱいありますし、そういうことのいろんな過去の、情報が入ってきております。そういうところで啓発を継続していきます。その啓発の方法を本当は聞いておるんですけど。

今、この避難所開設というところでの質問の中では、本当にファーストミッションボックスをつくっていく、これが私たちの避難所では何が必要なのかということで、まずは役場の方がつくっていただけるんですが、その中で地域の方がこういうものも入れておくといいよとか、そういう意見を集約していく場だと思いますので、そのつくっていく過程から女性が参加していただけるような何かきっかけになればと思いますが、さらに同じような質問になりますが、何かいい知恵をお持ちでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

同じような答弁になってしまふと思うんですが、ファーストミッションボックスを作成する際に地域の自主防災会に協力していただくんですが、その際に女性の意見を取り入れる機会を積極的に設けていきたいと考えております。以上です。

○7番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-9につきまして答弁をさせていただきます。

御質問2-2において答弁したとおり、内海、山海地区では、ファーストミッションボックスを活用した避難所の開設訓練を11月に予定しています。

今年度は、自主防災会や区の役員の方を対象に施設の安全点検をし、避難所として開

設決定までの訓練を行いますが、来年度は住民の方に参加していただき、避難所の受付を体験できるような訓練を計画しております。

来年度以降、内海地区以外の地域でもファーストミッションボックスの準備、配備及びそれを活用した避難所開設訓練を実施してまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

まとめに入っていますが、今回は避難所開設の手引きに沿った質問をいたしましたが、いい資料があるなと思っているいろいろ調べていたんですが、その中でこの資料のほかにも地域防災計画、風水害等災害計画、地震・津波災害対策計画、それから災害廃棄物処理計画の改定とか、いろいろな資料がこの令和7年度の春に次々と新規になったり改定という形で具現化されておりました。

ちょっと私もびっくりしたんですが、多くの資料をまだ読み切れていませんが、また次会の質問でお世話になろうかと思いますが、これらの中身の質問を作っているところに、世間ではカムチャツカ沖地震による津波の警報・注意報が発表されました。

そのカムチャツカ半島沖地震については、その後、カムチャツカ半島の活火山が噴火、4日後にはもう一つの火山が約600年ぶりに目覚めて噴火したそうです。この要因として、巨大地震と関連した可能性が高いと東京大学の地震学の教授もコメントされております。

日本でも、江戸時代の1707年、宝永地震と呼ばれる南海トラフ巨大地震の49日後に富士山で大規模な宝永噴火が起きております。巨大地震の直後は地殻の火山活動が活発化するリスクがあり、今後の南海トラフ大地震と連動した富士山大噴火、最近ちょっとシミュレーションがよくテレビで流されておりますが、こういった影響もあるかなと思われます。注意が必要だと思われております。

また、富士山は別としても、地震だけでも南海トラフ大地震が起きれば、東日本大地震でもあのようなレベルでしたが、東京から大阪、中京圏を含めた日本の中核が被害に遭い、経済的にも計り知れない損失が発生します。他の災害との関連としても、大雨や台風などと重なることや、避難して夏の熱中症などへの対策など、今何が起きても、いつ起きてもおかしくないという状況が想像できます。自分の身は自分で守るを肝に銘じ

て、地域住民も備えることの重要性を私も訴えていきながら今回の質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 14時40分]

[再開 14時45分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、橋本由岐穂議員。

○2番（橋本由岐穂君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上にて一般質問の通告書の読み上げをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

質問事項1．水稻農家を守る取組を問う。

昨今、全国的に米不足や米価の高騰が問題になる中で、私たちの町にも多くの水田が存在し、その維持・保全が喫緊の課題となっています。

まず、水田は私たちの主食であるお米を栽培する場としてだけでなく、多面的な役割を担っています。具体的には、水田は流域の治水や洪水・増水防止に寄与しています。豪雨時には大量の雨水を吸収し、川や下流域への氾濫リスクを軽減する自然のダムとして機能しています。また、水田は多様な生物の住みかとなり、生態系の保全にも不可欠です。さらに、美しい里山景観として、地域の魅力を高める資源としても大きな役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化による担い手不足や後継者問題は深刻さを増しており、多くの農業者が経営難に直面しています。加えて、資材の高騰や燃料費の高騰も農業経営に重くのしかかっており、その負担は年々増加しています。

このような状況下で、水田と米作りを未来へつなげていくために、行政として支援策や施策が必要であると感じております。

そこで、以下のとおり質問させていただきます。

(1) 本町において、次世代の担い手として水稻農業を支える農家は何戸あり、その農家が集積している水田面積はどの程度ですか。そして、それは町の水田全体の何割を占めていますか。また、担い手の推移や確保状況について、町はどのように把握していますか。

(2) 本町の水稻農家が直面する主な課題として、担い手不足、資材高騰、農地の細分化などが考えられますが、町としてこれらの課題をどう捉え、どのような支援策を講じていますか。また、これらの施策の効果と今後の強化策について教えてください。

質問事項2. 南知多中学校新校舎建設計画の進捗と小学校の今後の在り方について。

南知多中学校の新校舎を旧豊浜中学校用地に建設し、令和10年度に移転する計画は、建設費の増大などにより昨年断念されました。その後、1年の再考期間を経て、中学校新校舎の建設時期及び保育所、小中学校を含む全ての公共施設の再編について、総合的な見直しを行うことが示されました。

令和7年4月に開催された南知多町公共施設再配置計画の住民説明会の中で、新校舎の建設に関し、令和15年度の開校を目標に、豊浜地区内の3か所を建設候補地として選定し、再検討を行う方針が発表されました。この取組は、少子化や人口減少に伴う教育環境の最適化を目指すものであり、住民の理解と協力が不可欠です。

そこで、以下のとおり質問させていただきます。

(1) 現在、南知多中学校新校舎建設候補地に関して、どのような検討がなされ、いつ頃建設候補地が決定されるのですか。

(2) 南知多中学校新校舎建設に関する住民説明会の開催予定など、今後の進め方をどう考えていますか。

(3) 今年4月の南知多町公共施設再配置計画ロードマップ修正案の住民説明会において、今後の小学校の在り方についても検討していくことが示されました。この進捗状況はどうなっていますか。

(4) 仮に小学校の再編を進める場合、進行中の南知多中学校新校舎建設と連携して小中一貫校の導入を検討するとしたら、いつまでにその意向を決定する必要があるのですか。

質問事項3. 保育所の再配置計画について、保護者ニーズの再調査を。

本町の保育所の再配置について、まず、令和2年に策定された南知多町保育所再配置計画で、保育所の整備計画の大枠が示されました。その後、令和6年に南知多町公共施

設再配置計画が策定され、町全体の公共施設の規模と配置の適正化を進める中で、保育所の再配置に関する具体的なロードマップについても提示されています。これにより、持続可能なまちづくりに向けた一歩が踏み出されています。

しかし、保護者の生活環境や子育てニーズは日々変化しており、現在の状況を的確に反映した施設整備が求められています。安心して子育てできる環境を整え、将来にわたり地域に根差した施設の在り方を模索するためには、保護者の声や地域の実情を丁寧に取り入れることが不可欠です。

そこで、本町の現状に適応した保育所の在り方について、2点質問いたします。

(1)保育所の再配置における改修や建て替えに当たり、保護者アンケートや保護者ヒアリングなどニーズの調査を行っていく予定はありますか。

(2)保育所の建設・改修に当たり、例えば2歳児から受け入れている保育所を、将来的には零歳児、1歳児も受入れできる体制に切り替えられるよう事前の環境整備を行うなど、今後の園児数の推移も踏まえた柔軟な対応が可能な施設の在り方を検討していますか。

また、保育所としての機能面だけにとどまらず、土日に子どもたちを見る場として貸し出したり、地域のコミュニティースペースを確保したりするなど、複合施設として長期的な利用を見据えた自由度の高い設計を検討していく予定はありますか。

以上で壇上での質問を終わります。再質問は自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

本町では、次世代の担い手を認定農業者と認定新規就農者と定義しております。認定農業者とは、農業経営改善計画を立て、町の認定を受けた農業者であり、認定新規就農者とは、新たに農業を始めるために青年等就農計画を立て、町の認定を受けた方を指します。

令和7年8月末現在、認定農業者及び認定新規就農者のうち、次世代の担い手として水稻農業を営む農家は5戸であり、水稻農家全体122戸のうち約4%に相当いたします。また、次世代の担い手の耕作面積は合計約45ヘクタールであり、町全体の水田面積149

ヘクタールのうち約30%を占めております。

次世代の担い手の推移・確保状況につきましては、近年横ばい状況ですが、水稻農家全体では、農業センサスによりますと、平成27年度205戸、令和2年度122戸であり、継続して減少傾向にあります。

これらの状況を継続的に把握するため、農業委員会と連携した農地利用状況調査や認定農業者の更新時における面談調査、さらには、人・農地プランならびに地域計画の策定時におきまして実施したアンケート調査や意見交換を通じて、担い手の動向や課題の把握に努めているところでございます。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございます。

本町の水稻農業を支える次世代の担い手が僅か5戸で、町の水田面積の30%も耕作していただいているということが分かりました。しかし、高齢化による担い手不足が進行しています。引き続き、担い手の動向や課題の把握に努めていただきたいと思います。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

水稻農家の皆様が直面している課題は、生産基盤の安定と地域経済の活性化に直結しており、本町の農業全体の将来像を左右する重要な問題だと認識しております。これらの課題に対応するため、本町では、水稻農家に限らず、担い手の育成と確保を重要課題と位置づけ、町内外からの農業参入を促し、国や県の補助事業などの活用を推進することで持続可能な農業に向けた体制づくりを図ってまいりました。

また、議員御指摘のとおり、水稻農家に関しては、本町の水田は区画が比較的小規模なため、機械化や効率的な作業が難しく、労働負担の増加や収益性の低下を招いております。さらに、町内的一部地域では、農業用かんがいパイプラインが未整備なため、用水確保に苦慮されている水稻農家がお見えになり、農家経営の継続や地域全体の農業振

興にとって大きな障壁となっております。

そこで今般、本町の水稻農家が抱える特有の課題を解決するため、町独自の施策といたしまして、令和7年度から農地集積補助金及び水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金を創設いたしました。

農地集積補助金は、畦畔を取り除き小規模な水田区画を統合拡大することで、作業効率と収益性の向上を促し、経営基盤の強化を図ります。

また、水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金は、直接的な経費負担を軽減するだけではなく、耕作が難しかった水田の活用を促進することで、本来の水田が有する多面的な機能を守り、耕作放棄地の発生を抑制する効果が期待できます。

まずは、これらの新たな補助金の効果を丁寧に検証いたしまして、現場の皆様と対話を重ねながら、水稻農家の実情に即した総合的な支援が図られるよう努めてまいります。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

水田と水田の間の畦畔、いわゆるあぜと言われるものを取ることで、農地の集約が進み、作業効率が上がって、次世代の米農家が引き続き営農していく上で大きく負担軽減となるというふうに理解いたしました。ですが、あぜを取る重要性を水田の地主さんに理解していただき、了承と協力をいただくことが必要であると思います。

町として、この必要性と重要性を地主の方にどう周知し、理解を促していく予定でありますか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、畦畔の除去をすることにつきましては、土地所有者の理解と承諾が不可欠であります。畦畔を除去することは、農地が大きくまとまり、機械作業の効率化や生産性の向上につながるほか、高齢化や後継者不足の中で、農家にとって営農を続けていく上でも大きな助けとなります。

あわせて、地主の皆様にも、農地を次世代へと引き継ぐ上で大切な取組であることをお伝えすることが重要だと思っております。

なお、本補助金の周知につきましては、既に本年8月号の町広報紙や町公式LINEにてお知らせをしております。今後はチラシを作成いたしまして、農地の貸借契約時に同封するなど、関係者に直接届く形で周知を一層強化してまいりたいと考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございました。

南知多は漁業と観光業が盛んですが、農業も地域の文化や環境を支える大切な柱です。水田や里山が豊かになれば、その恵みは栄養となり、また海に流れ、海も豊かになります。美しい里山の景観は、観光業にも寄与しています。

そして、米不足や米価の高騰は全国的な問題でもあり、本町でも水稻農家の経営圧迫のみならず、町内のお米を食べる町民にとっても大変大きな影響があります。水田を維持していくことが、洪水の防止など多面的な機能を持っていることも、こうした町民に広く知っていただく必要があります。

本町において、水田の農地集約による作業効率化は、次世代の農家の継続的な営農に不可欠ですが、地主の方にとっても、この人だから田んぼを貸しているというそれぞれの事情がおありになり、そうすると水田の集約はなかなか進みにくいのが現状です。水田と水田の間のあぜを取ることを進める上でも、農地をどう効率よく集積していくのかが今後の大きな課題となります。

必要なのは、こうした状況について地主の方々にまず知っていただき、理解していただいて、農地の集積に御協力をいただくということです。本町のホームページには、町内の農地情報として、地域計画区域という10年後の担い手を想定した農地の地図が公開されていますが、これは町内の農家が担う農地が分散しているという今の現状までは見る方に伝わりません。ぜひ町には、農地集約集積の重要性について町民と地主の方々へさらなる周知と啓蒙をお願いしたいと思います。

そして、農地の集積だけにとどまらず、水の利便性のよくない水田地域においても、

※

次世代の担い手が水稻を続けられるよう、継続的な支援をお願いしたいと思います。――――――、農業者の声を代弁し、継続可能な農業と地域活性化に取り組むことをお誓いしたいと思います。

次、2番お願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

新中学校建設候補地の検討に当たり、旧豊浜中学校、総合体育館周辺、旧市民運動公園の3か所を候補地として比較検討調査業務を実施しております。

現在は、主に候補地ごとの概略工事費、災害リスク、交通アクセス、関連法規などの諸条件を整理している段階でございます。

最終的な候補地につきましては、調査結果を踏まえまして、今年度末をめどに決定する予定でございます。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございます。

今年度末の候補地決定に向けて、調査を進められていると確認させていただきました。

この調査は、主に候補地ごとの概略工事費、災害リスク、交通アクセス関連法規などの諸条件とのことなのですが、決定におけるそれら条件の結果について、また町民に分かりやすく周知いただきますようお願いいたします。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、現在、建設候補地の選定作業をしている状況で、今年度末には最終候補地を決定、公表する予定でございます。その後、来年度早々には

※ 取消し発言あり

住民説明会を実施する予定です。

また、来年度以降、学校規模や配置案等を作成することになりますが、建設計画に当たっては、町民の皆様とワークショップを開催するなど、よりよい教育施設の整備に向け努めてまいりたいと考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございます。

来年度の住民説明会と、その後は建設計画に当たって町民ワークショップの開催を予定されていると確認できました。

ワークショップにおいては、地域住民の方々と、加えて中学生たち、そして学校の教育現場の教員の方々と3者が意見交換しながら、子どもたちのための学校づくりと一緒に取り組めるようお願いしたいと思います。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

今後的小学校の在り方の検討につきましては、5月から6月にかけて、まず内海小学校、豊浜小学校、みさき小学校のPTA役員に対し、人口動態による児童数の見込みなどの現状を説明させていただきました。

その後、8月18日から20日にかけまして、内海小学校、豊浜小学校、みさき小学校の3か所において、小学校以下の保護者との意見交換会を実施いたしました。

意見交換会では、出席者は多くございませんでしたが、大勢の児童の中で学校生活を送らせてあげたい、地域に小学校ぐらいは残せないか、教育の現場・先生の意見を聞いた上で判断したいなど意見をいただきました。

今後につきましては、今年度中に、日時、そちらのほうは未定ではございますが、意見交換会の方法を見直した中で、保護者の方の御意見を幅広くお聞きした後、小学校の再編・統合の是非も含めたアンケート調査を実施する予定でございます。

また、地域の皆様の御意見も伺いたいと考えております。以上でございます。

○2番（橋本由岐穂君）

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

南知多中学校新校舎建設につきましては、令和15年度開校を目標に、現在、建設候補地の選定を行っております。建設候補地によって用地買収等の条件が変わってくることがございますので一概には言えませんが、小中一貫校など同一敷地内での建設を想定した場合には、遅くとも令和8年度半ばには決定する必要があると考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございました。

小中一貫校など、また同一敷地内での建設を想定した場合には、遅くとも令和8年度半ばまでには決定する必要があるというふうで確認させていただきました。

南知多町の未来を担う子どもたちのために、南知多中学校新校舎建設と公共施設の再編は不可欠です。今後の児童数の見込みですが、前回の説明会での資料によると、令和8年度のみさき小学校の1年生は、男児が8人、女児が3人、令和9年度の豊浜小学校の1年生は、男児が10人、女児が2人です。そして令和13年度には、町全体の小学校1年生が、全て合計しても僅か35人という極めて少ない児童数が見込まれています。

このような少子化の進行は、町の教育環境や地域全体の持続可能性に大きな影響を及ぼす課題であり、子どもたち一人一人に最適な学びの場を提供するために、早急かつ丁寧な対応が求められます。ですので、候補地の早期決定、小・中学校の総合的な再編の検討、住民説明会の充実をお願いしたいと思います。

特に、住民説明会や意見交換会に参加する保護者の不足を課題に感じています。保護者が関心を持たず、意見を表明するのに至らない理由は、計画の経緯や進捗がよく分か

らないこと、どのような選択肢を持てるのかが分からぬこと、保護者の立場だけではなく、行政や教育現場にとってのメリット・デメリットが不明確なため、判断が難しいことや、自分たちの意見が政治的な決定に影響しないと認識しているためです。小・中学校は、子どもたちの学びの場であると同時に、地域の防災やコミュニティーの要です。保護者や地域に対し、丁寧な情報開示とどのような選択肢が取れるのかという提示、効果的な発信と透明性のある決定プロセスの開示をお願いいたします。

※

――――――、住民の声を代弁し、教育環境の充実と地域活性化に全力で取り組む所存です。

次、3番お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

保育所の再配置につきましては、令和2年3月に南知多町保育所再配置計画を策定するに当たって、各地区でのヒアリング調査及びアンケート調査を実施いたしました。また、令和3年4月に師崎保育所を大井保育所へ統合する際、保護者説明会を実施しております。

今後も保育所の再配置について住民ニーズを把握できるよう、適切な時期に保護者アンケートや保護者ヒアリングなどを実施してまいります。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございます。

各地区でのヒアリングと保護者の声を丁寧に酌み上げていただき、保護者が自分たちの意見が届いていると感じができるものを一緒につくれていただけるよう取り組んでいただきたいと思います。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

※

――――――。

※ 取消し発言あり

_____。
_____、_____、_____、_____。
_____。
_____、_____、_____。
_____、_____。
_____。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

今後の保育所の建設改修工事に当たりましては、本町の児童数が減少傾向にあることを踏まえ、保育室に空きが発生した場合には、園庭開放日における絵本の読み聞かせなど、子育て支援事業の実施場所として有効に活用するなど、柔軟に対応できる施設となるよう努めてまいります。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

※

_____。
_____、_____。
_____、_____、_____。
_____、_____。
_____、_____。

0歳児、1歳児については、現在、内海保育所及び大井保育所のみで保育を実践しておりますが、今後受入れ体制を拡大していく考えはありますか。また、0歳児、1歳児の子育て支援策をどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

※ 取消し発言あり

今後の受入れ体制につきまして、現状では人員配置の面やコスト面などの課題から、ゼロ歳児、1歳児の受入れを他の保育所に拡大していく考えはありませんが、来年度からは保護者の就労の有無を問わず、全ての子育て家庭を対象とするこども誰でも通園制度を実施してまいります。

ゼロ歳児、1歳児の支援策につきましては、現在、保育所に入所していない生後11か月から3歳の誕生日に至るまでの児童を在宅で養育している保護者の方に、1か月当たり3,000円の南知多町おうちで子育て応援金制度を実施しております。

今後も自身の育児環境に合ったサービスを選択していただける体制を維持しながら、安心して子育てができる環境を整えてまいりたいと考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

ありがとうございます。

南知多町の0歳児、1歳児の保育体制に関する回答を伺って、おうちで子育て応援金という南知多独自の支援策や、今後始まるこども誰でも通園制度の導入は、保護者の多様な生活環境に合わせた選択肢を提供できる取組だと感じました。これらの施策は、限られた財源と物理性の中でも、子育て家庭の多様なニーズに応えようという南知多町の子育て支援の姿勢が感じられ、評価されるものです。

また、その一方で、休日や祝日の預かり環境や児童館がないなど、子どもの居場所づくりにおける課題を感じております。今後、町の持続可能な発展を見据えて、保護者や地域住民の声を丁寧に反映し、子どもが健やかに育まれる環境、居場所づくりのために、自由度の高い設備設計、また将来にわたって活用できる施設整備を進めていただきますようお願い申し上げます。南知多町の子育て支援の姿勢に敬意を表し、深く感謝をお伝えして、私の質問を締めくくさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で橋本由岐穂議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 15時19分]

[再開 15時25分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 県道大井豊浜線の歩道設置事業について。

私は、これまで県道大井豊浜線の歩道整備について、町議会において4度にわたり一般質問を行い、継続的にその必要性と早期実現を訴えてまいりました。

この県道は、豊浜・東部地区の重要な生活道路でありながら、長年にわたり歩道が未整備で、加えて車道幅も狭く、園児の送迎や高齢者の歩行など、地域住民の日常生活において大きな不安要素となっていました。

そうした中、平成24年度からは、擦れ違い困難な箇所の解消を目的に、車両待避所の整備が段階的に実施され、令和5年度に計画された6か所の整備が全て完了しました。この整備により、一部区間では通行の支障がやや緩和され、地域から以前よりも安心して通れるようになったとの評価の声も聞かれております。

しかしながら、待避所整備のみで十分な安全確保には至っておらず、歩道を含めた道路の抜本的な改善を望まれてきました。

こうした住民の声を背景に、私をはじめ、町及び関係者が連携して、愛知県への陳情活動を粘り強く続けてまいりました結果、県の実施する道路整備事業として採択され、歩道設置を含む本格的な整備が実現する運びとなったものです。

現在、整備が進められているのは、これまで待避所の設置が行われていなかった国道247号の交差点を起点として、高浜谷川沿いの約110メートルの区間であり、車両の擦れ違いも困難かつ歩行者にとっても危険性が高い、まさに最優先的な整備が求められてきた区間です。

本事業は、令和5年度までに路線測量や設計業務が完了しており、令和6年度からは用地交渉が開始され、対象となった6件の地権者との交渉中であると伺っております。

そこで、こうした経緯と進捗を踏まえ、以下の3点についての町の見解を伺いたく、一般質問を行うものであります。

(1) 現時点における歩道設置事業の用地の交渉の結果について、町として把握をしている内容を御教示ください。

(2) 用地交渉が順調に進んだ場合、今後は詳細設計、工事発注といった段階へ移行するを考えられます。そこで、現時点で愛知県から共有を受けている事業のスケジュール（工事着手・完了）の見通しについて、町としての認識をお聞かせください。

(3) 今回整備が進められているのは約110メートルの区間に限られていますが、かねてより指摘されたように、かるも保育所前を含む大井地区までの県道整備の必要性は依然として残されております。町の公共施設再配置計画とも連携しながら、将来的な整備に向けての方針と問われます。今回の整備を契機として、県道大井豊浜線全線の整備可能性のまちの将来的ビジョンについてどのように考えているのか、御教示をください。

質問事項2. のり養殖経営体の支援策について。

近年、地球温暖化や海域の栄養塩不足が深刻化し、日本各地でのり養殖業が危機的な状況に陥っています。特に九州では記録的な不作が続き、経営の先行きに暗雲が立ち込めています。愛知県、そして南知多町においても決して例外ではなく、この問題はもはや遠い地域の出来事ではないと思います。

商社からは、不作が続けば価格高騰によって消費者離れが進み、結果として安価な外国産のりへのシフトが進む恐れがあるとの声も寄せられています。

こうした事態が日本食料自給率の低下をさらに推し進める危険性もあり、地域の基幹産業であるのり養殖業を守るため、早急な対応が求められています。

私は先日、木藤議員と共に町内ののり養殖業者の方々と意見交換を行いました。そこで耳にしたのは、経営面での厳しさ・温暖化、貧栄養化による環境変化・設備の老朽化・人手不足といった複数の課題が複雑に絡み合い、将来の事業継続に強く不安を抱かれていることを改めて痛感しました。

さらに、鳥類や魚類によるのり網への食害被害が深刻であり、収穫量減少に直結しているとのことです。加えて、のり乾燥機・異物除去装置・選別機といった加工に不可欠な整備は多く老朽化し、更新には数千万円規模の費用が必要となっています。特に個人事業者にとってはその負担は非常に重く大きな経営リスクとなっています。

一方で、南知多町には船曳網漁業と冬季にのり養殖を手伝うという独自の助け合い文化があり、このような地域連携こそ、今後も持続可能な漁業・養殖業を支える鍵となると思っております。本町の漁業を守るためにには、新たな支援策、技術革新による生産性

向上策を推進していく必要があると考えております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1) 本町における現在のノリ養殖経営体数は何件か。過去10年、20年と比較して、どの程度減少していますか。

(2) のり養殖経営体の施設の更新に対する補助制度はどのようなものがありますか。

(3) 鳥類、特にカモの食害被害に対して、町はどのような支援策をしていますか。

再質問は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

県の事業として用地買収の対象となった6件について、令和6年度末までに3件の契約を完了し、本年度6月末までに残り3件の契約を完了したとの報告を受けております。

今後は、契約済みの住宅に対する取壊しが順次実施される見通しと伺っております。

以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

用地交渉が円滑に進み、全件の契約が完了したことは、地域にとっても大きな前進であり、心から歓迎いたします。特に家屋移転という大きな負担を引き受けいただき、地権者の皆様には地域の将来のための御協力をいただいたこと、改めて感謝申し上げます。

町としましても、移転や生活再建に向けたサポートを切れ目なく続けていただくよう強くお願いするものであります。

次へお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

県の計画では、今年度、詳細設計を行い、道路用地に当たる住宅の取壊し、撤去の状

況にもよりますけれども、早ければ来年度に工事着手し、令和9年度に歩道設置を含む県道整備工事が完了する見込みと伺っております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

迅速な事業進行に御尽力をいただいている県、町の関係者に感謝を申し上げます。地域住民にとっては、いつから安全に通れるかという点が最も肝腎なところでございます。

そこで、工事が順調に進んだ場合の完成時期と見通し、そして車道や歩道整備など、具体的にどのような工事が実施されるものかについて、町として把握している範囲でよろしいですが、説明をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（石黒俊光君）

今回の工事ですけれども、道路幅員は7.5メートルとする計画であります、そのうち車道部5メートル、歩道部2.5メートルを確保いたします。また、道路排水路やガードパイプなどの設置が予定されております。順調にいけば、令和9年度に完了見込みとなっています。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

県道大井豊浜線は、豊浜地区と大井地区を結ぶ利便性の高い道路でございます。既に整備が完了している大井地区の市街地区間を除き、道路の幅員が狭い上、歩道も整備されておらず、通行に支障を来ております。

近年、豊浜地区側の一部区間においては、現在、実施している整備事業により待避場所の設置や歩道整備が進み、利便性の向上が図られるものと考えていますが、大井地区側の山間部においては、依然として道路幅員が狭い区間が多く、車両同士の擦れ違いに苦慮しております。

今後、公共施設の再配置を進める上でも、道路の利便性を高めることは重要であると考えておりますので、引き続き、大井地区側の山間部区間における道路整備を県と町が一緒になって整備の可能性について検討してまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

現在進めております区間の整備は、地域にとっても長年の念願であり、大きな成果となるものと期待しております。

しかしながら、豊浜・大井地区を結ぶ山間部区間では依然として危険が残され、通行に不安を抱かえる住民が多いのも事実です。学校や公共施設の統廃合に伴う移動、観光や物流を支える交通基盤としても、今後さらに重要性が増していく道路であると考えます。まさに生活道路、命の道路、経済を支える道路として位置づけられるべきものであり、町としても県への要望を強めていただくことを切にお願い申し上げます。

加えて、本町は知多半島の先端に位置し、地理的条件面でも交通利便性は恵まれているとは言えません。将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためには、県道大井豊浜線に限らず、町内全域における道路網の再整備・充実が不可欠であります。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

令和6年度ののり養殖経営体数は36経営体であります。

また、10年前は53経営体、20年前は82経営体であり、20年前と比較しますと43.9%となっており、経営体数は半数以下に減少しております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

参考までに、本町ののりの養殖経営体は、愛知県全体で占める割合はどの程度か、また全国で愛知県は何位か教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

愛知県全体の経営体数は119経営体ですので、県全体における本町の占める割合につきましては30.3%でございます。

また、愛知県ののり養殖経営体数は、全国順位で言いますと6位でございます。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ちなみにですが、全国で1から5番まで分かればお願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

全国順位でございますが、1位佐賀県、2位福岡県、3位三重県、4位熊本県、5位兵庫県でございます。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

本町はもとより、愛知県ののり生産高は全国有数であることは明らかであると思いますが、だからこそ、のり問屋である商社の言うとおり、日本にとって守るべき産業であることと実感しております。

次お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

ノリの養殖経営体の施設更新に対する補助制度は、水産庁所管の水産業強化支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業があります。

水産業強化支援事業は、県の上乗せ補助があり、ノリ競争力強化対策事業費補助金として、本土側10分の5.49、離島10分の5.99の補助率で、大型ノリ自動乾燥機本体のみならず、上屋、附帯施設のみの整備も可能な補助制度となっております。

しかしながら、補助要件として、事業規模が10連以上の大規模であること、さらに3者以上の共同出資を行う協業体であることが条件となっております。

また、競争力強化型機器等導入緊急対策事業は、県の上乗せ補助がなく、一律2分の1の補助で助成上限額5,000万円、事業主体は個人経営体でも可能であります。

しかしながら、大型のり乾燥機本体のみが助成対象となっており、乾燥ノリ製造に欠かせない本体以外の異物除去装置、選別機などの附帯施設は対象外となっております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

今の制度では、個人においては本体の機器だけが補助の対象であることはよく認識をしておりますが、ところが、漁師がこのまま続けようとしますと、個人の経営体ではお金がかかり過ぎて本当に困っているようです。協業体のように、器具本体でなく、建物や周りの設備について補助が広がるように、国や県に働きかけていただけないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

先日、議員のほうから、経営体からの集めていただいた意見を拝見させていただきま

した。その中でも、個人経営体の多くの方が附属機器の補助拡充を強く望む御意見を確認させていただいております。

また、先日県にお聞きしたところ、ほかの市町の事業者にも同様の要望があるとのことでございました。

今後、現場の実情と切実さを伝え、補助制度の拡充が図られるよう国や県に働きかけたいと思っております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ぜひ、個人が希望や意欲を持って続けられるように働きかけていただきたいと思います。

次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

町単独の補助事業として、令和元年度よりノリ食害対策事業費補助金を創設し、カモなどの有害鳥獣駆除に要する経費の一部補助を実施しております。

補助対象者は管内の漁業協同組合であり、補助率は船舶借上料及び狩猟者による駆除経費の2分の1以内となっています。

また、昨年度は比較的各地域で鳥獣被害が多く発生したため、令和7年度は補助金額を拡充し、被害防止に係る支援をしてまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

先日、木藤議員と県庁のほうに要望に参りましたが、そのとき県から、今年度、新たなドローンを活用した食害対策を検討しているとの話を伺いました。その内容を分かることで教えていただけませんか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答えさせていただきます。

愛知県は、令和4年度よりアイチクロステック事業として民間企業と連携し、デジタル技術を活用した課題解決の実証実験を進めております。

今年度、のり食害対策事業として、カモ類を追尾可能な自動操縦ドローンを活用しまして、追い払いシステムを構築することで、低コストで食害を抑制できるかどうかを検証する実証実験を行うとお聞きしております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

カモ類の食害は漁業者にとっての大きな負担でありますので、ドローンを活用した新たな取組は大いに期待しております。ぜひ実証実験の成果が現場で役に立つよう願っております。

今回、一般質問を通じ、南知多町ののり養殖事業者から、日頃から直面している現状を共有し、現場の声を政策に反映していく機会とさせていただきました。

今回、木藤議員に御協力をいただき、のり事業者の聞き取りを行いましたが、機械の老朽化が深刻な問題であること、2027年度の蛍光灯問題などにより設備更新の必要性が迫っており、多額の費用がかかる不安により機械が壊れたら廃業しようと考える人もおられ、でも、その中には補助があれば続けられるとの声もありました。

さらに、町なかののり加工場においては、作業の効率と安全性、騒音などの周辺環境への配慮を踏まえた移転の可能性についても、現実的な選択を検討していかなければならぬとの声もありました。

こうした声を受け止め、のり養殖を持続可能な産業として次の世代へとつなぐこそこそ、私たちの責務であると考えております。

私は漁業者を代表して、これまで16年間、地域と海の暮らしを結ぶ一本道を歩いてまいりました。今回の一般質問では、同僚議員である山本議員が栄養塩対策に取り組んでいただき、木藤議員がのり事業者の意見を聞いてくれたこと、さらに橋本議員が農地の

適正な利用によって農地の多面的な機能を果たされることを提唱していただいたことは、里山・農地から、陸から海への栄養塩を運んでくれることにつながることだと感じております。

1次産業が基幹産業の本町にとって、陸と海がお互いに恩恵を受ける社会づくりが重要であります。今回皆様の活動が私にとって今後の大きな支えとなり、活力となることを確信しました。

改めて私一人の力だけで成し得るものではなく、多くの県議会議員や県の職員、同僚の議員、そして何より町の職員の皆様の温かい御支援と御協力があってこそ今日があると深く感謝しております。

過ぎた月日に感謝をしつつ、この4年間を町の漁業・農業・観光業をはじめとする産業振興、町の活性化、子どもたちの未来へのかけ橋とすべく、熱い信念と仲間との絆を胸に、今後とも現場の声を大切にし、現実的かつ持続可能な方策を粘り強く重ねていくことをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わります。長々とありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 15時52分]